

令和7年4月25日付
鳥取県公報号外第50号別冊

住民監査請求に基づく監査結果報告書

〔 国道改良工事に係る契約不適合責任
に基づく損害賠償請求について 〕

令和7年4月

鳥取県監査委員

住民監査請求に基づく監査結果報告書

目 次

鳥取県職員措置請求（住民監査請求）に係る監査の結果について

第 1 監査の請求	1
1 請求人	
2 請求のあった日	
3 請求の要旨	
第 2 請求の受理、請求人の証拠の提出及び陳述の機会	2
第 3 監査の実施	2
1 監査対象事項	
2 監査対象機関	
3 関係人	
4 監査対象機関に対する監査の実施	
5 関係人からの聴き取り	
6 監査の執行者	
第 4 監査の結果	3
1 監査対象機関から確認した事実及び監査対象機関の見解	
2 関係人からの聴き取り	
3 監査委員の判断	
第 5 本件請求に対する結論	14
第 6 意見	15
参考	
1 鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）（抜粋）	16
2 関係法令等（抜粋）	40
3 本件工事に係る契約書等	45
4 補足説明資料	57
5 住民監査請求制度の概要	63

鳥取県職員措置請求（住民監査請求）に係る監査の結果について

鳥取県職員措置請求について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定により監査を行った結果、措置請求事項については理由がないものと認め、棄却することを決定した。

第 1 監査の請求

1 請求人

鳥取県日野郡日南町矢戸 1193-1 澤田 信介

請求人代理人 鳥取県境港市上道町 3282 弁護士 魚谷 和世

2 請求のあった日

令和 7 年 3 月 5 日（受付日）

3 請求の要旨

監査委員は請求の要旨を以下のとおりと解した。（本件請求書は別添のとおり。）

(1) 鳥取県は、A社に対し、国道 181 号（佐川～根雨原工区）改良工事（1 工区）（防災安全交付金）（以下「本件工事」という。）を発注し、令和 4 年 4 月 1 日に着工し、令和 5 年 3 月 20 日に当該工事を完成させ、令和 5 年 3 月 24 日に完成検査が行われたが、小段ステップの幅が確保されておらず、また、法面が平滑でなく接地面積が確保できていないのにもかかわらず、そのまま受圧板を設置する施工不良があった。

(2) 鳥取県は、令和 5 年度に B 社に発注した国道 181 号（佐川～根雨原工区）法面工事（2 工区）（防災安全交付金）（以下「法面工事」という。）において、当該施工不良箇所を補修する工事を設計に計上し、変更契約において施工不良箇所をすべて補修する工事を追加して発注した。

鳥取県は、令和 5 年度に法面工事を B 社に発注したが、当初工事の設計に掘削工<掘削（硬岩 片切掘削 3 立法メートル）>を計上し、変更後の設計では、掘削工<掘削（人力硬岩掘削 1.5 立法メートル分）（人力積込 硬岩 2 立法メートル）（人力運搬（運搬～取卸し）換算距離 40 メートル以下（20 メートル超） 2 立法メートル）>に変更して小段ステップの幅が確保された。また、モルタル間詰工を追加し、受圧板の施工不良を解決した。

(3) B 社に対し、A 社の施工不良の補修のための追加工事に支払った工事代金は、以下のとおり 1,176,175 円である。

①掘削	378,816 円
②モルタル間詰工	231,686 円
③直接工事費（①+②）	610,502 円
④経費（③×90.58%）	552,992 円
⑤工事価格（③+④）	1,163,494 円
⑥消費税相当額（⑤×10%）	116,349 円
⑦工事費合計	1,279,843 円
⑧施工不良補修のための追加工事に支払った工事代金（⑦×落札率 91.90%）	1,176,175 円

(4) A社が受注した本件工事に施工不良箇所があるのであれば、鳥取県は、本来A社に修補請求するか、または契約不適合責任に基づく損害賠償請求をA社に行使しなければならないが、鳥取県は、損害賠償請求を怠り、県に1,176,175円の損害が生じている。

よって、鳥取県は、A社に対し、契約不適合責任に基づき1,176,175円を請求する措置をとるべきである。

(5) 本件工事の完成・引渡しから1年以上経過しているが、A社が引渡しをした令和5年3月24日から2年以内は、本件工事に対する契約不適合責任に基づく賠償請求権の行使が可能である。

また、B社に発注した工事を完成させた令和6年3月15日でなければ、契約不適合責任に基づく損害の存在及び損害額が確定できないため、本件請求が本件工事の工事完成・引渡しから1年以上経過していることについては、正当な理由がある。

(6) 本件工事了後に、本件工事の施工箇所です別工事を施工していたC社の現場代理人は、県職員から「小段の不良部分をついでに取ってくれ」との依頼を受けたが、補修に応じなかった。

第2 請求の受理、請求人の証拠の提出及び陳述の機会

監査委員は、本件請求が法第242条に規定する請求の要件を具備しているものと認め、これを受理し、請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求書及び陳述の要旨から、本件の監査対象事項について、「本件工事の契約不適合責任に基づくA社に対する損害賠償請求を行使しないことが法第242条第1項に規定する違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実にあたるかどうか。」とした。

2 監査対象機関

鳥取県西部総合事務所米子県土整備局（以下「米子県土整備局」という。）

3 関係人

本件工事の検査員、本件工事の受注者A社及び受圧板の製造販売会社

4 監査対象機関に対する監査の実施

本件請求について、本件工事契約の履行状況を確認するため、資料の提出、関係者からの聴き取り及び現地調査により監査を実施した。

5 関係人からの聴き取り

本件請求の監査に当たっては、本件工事の検査員、本件工事の受注者A社及び受圧板の製造販売会社から、聴き取りを行った。

本件工事の検査員に対しては、本件工事の検査の実施状況について、書面により聴き

取りを行った。

本件工事の受注者A社に対しては、監督員との協議の状況について、書面により聴き取りを行った。

受圧板の製造販売会社に対しては、受圧板の施工方法について、書面により聴き取りを行った。

6 監査の執行者

監査委員 高務 裕子

監査委員 牧田 宗大

監査委員 山根 ころろ

監査委員 川部 洋

第4 監査の結果

1 監査対象機関から確認した事実及び監査対象機関の見解

(1) 本件工事について

ア 工事の概要

工事名	国道 181 号 (佐川～根雨原工区) 改良工事 (1 工区) (防災安全交付金)
請負業者名	A社
工事場所	日野郡江府町佐川
主な工事の内容	施工延長 L=91.7 メートル 土工 掘削工 V=3,156 立方メートル 法面工 鉄筋挿入工 N=336 本
工期	令和4年4月1日～令和4年12月23日 (当初契約) 令和4年4月1日～令和5年3月24日 (第1回変更後)
請負代金額	101,860,000 円 (当初契約金額) 41,718,600 円 (第1回変更:増額) 15,369,200 円 (第2回変更:増額) 158,947,800 円 (最終契約金額)
契約日	令和4年3月2日 (当初契約) 令和4年12月21日 (第1回変更) 令和5年3月15日 (第2回変更)
入札年月日	令和4年2月18日
着工年月日	令和4年4月1日
完成年月日	令和5年3月20日
完成検査年月日	令和5年3月24日
工事金支払状況	令和4年4月22日:40,740,000 円 (前金払) 令和5年4月7日:118,207,800 円 (完成払)

イ 主な経緯

年月日	内容
令和4年1月31日	簡易評価型総合評価競争入札にて調達公告
3月2日	受注者と請負契約を締結
11月中旬	監督員は法面に凹凸が残ったまま受圧板を設置することを現場代理人に指示
12月中旬	監督員は小段ステップの岩突出部を残置することを現場代理人に指示
12月19日	変更伺（第1回）決裁 （変更理由） ・山切掘削を実施した結果、想定以上に岩盤が硬く、大型ブレイカのみでは破砕が極めて困難であったため、削孔及び静的破砕剤を併用したうえで掘削を進める必要が生じたため。 ・工期の延伸は上記作業増による。 ※本措置請求事項以外の施工に係るもの
12月21日	受注者と請負金額の変更契約を締結 ・工事費の増 増額 41,718,600 円 ・工期の延伸（令和4年12月23日→令和5年3月24日）
令和5年3月14日	変更伺（第2回）決裁 （変更理由） ・1段目法面の山切掘削を進めたところ、想定以上に硬岩の範囲が広がったため、削孔・静的破砕剤充填の数量を増としたことによる。 ※本措置請求事項以外の施工に係るもの
3月15日	受注者と請負金額の変更契約を締結 ・工事費の増 増額 15,369,200 円
3月20日	受注者は工事完成を通知
3月24日	受注者は工事完成検査を受検・合格
3月24日	請負契約期間終了

ウ 本件工事の完成・引渡しについて

A社が施工した工事について、受注者から令和5年3月20日に工事完成の通知があり、3月24日に完成検査を受け合格していた。

なお、引渡日は工事完成検査の検査結果通知のあった日の令和5年3月24日となる。

エ 本件工事の施工不良について

米子県土整備局の主張は、以下のとおりである。

(ア) 小段ステップの幅の確保

測点No.12 付近の土工について、小段ステップの幅が確保されていないことに

については、監督員が受注者に指示をして突出部を残置することとしたため、施工不良ではないとの認識である。

- ・ 岩の突出部の措置については、以下の事由を考慮した結果、突出部を残置したまま引渡を受けたものである。

(事由)

- ① 別途人力等による細かい施工が必要であると判断したこと。(オープン掘削の大型ブレーカでは掘削不能で、静的破碎工の施工では法面を無用に傷めてしまうため)
 - ② 地元への硬岩の破碎音や砂礫の飛散の影響を考え、窓を閉めている12～2月の間に仮設防護柵より地盤面を切り下げる必要があり、その工期が不足すること。
 - ③ 繰越明許費の予算執行であり年度内に完成させる必要があること。
- ・ 掘削の数量は鳥取県土木工事標準積算基準書及び土木工事数量算出要領(案)に基づき平均断面法で土量計算を行うこととなっている。
 - ・ 平均断面法による岩掘削数量の算出に当たっては、契約図書中の各測点の横断面図を用いて算出するため、横断面図の測点に位置しない局所的に残置した突出部は数量算出上表れないことから、岩突出部の残置によって、岩掘削の数量に変更はなく、費用の増減は伴わないと判断している。

(イ) 平滑でない法面

- ・ 本措置請求事項の施工箇所については、軟岩を含む土砂層の斜面であり平滑に仕上げるのは困難であることから、受注者に指示の上、受圧板を今回工事で設置するにとどめて、受圧板と地山に生じる間隙はモルタルによる間詰めを行うこととし、モルタル間詰の施工は次回以降の法面工事で行うこととしたため、施工不良ではないとの認識である。
- ・ 施工手順に関しては当該受圧板の製造販売会社に確認した結果、当該手順は理にかなっているとの回答を得ている。
- ・ 次回以降の法面工事に対応することとした理由は、当時の斜面は比較的安定しており速やかに法面工事を発注することで間詰工の対応が可能であると判断できたこと、間詰にはモルタルを吹付けるポンプなど(必要ヤード延長が20メートル)が必要となり、硬岩掘削の作業中であったため、現場で施工するスペースの余裕はなかったこと、前述の硬岩掘削と同様に工程も見通しが立たなかったことによるものである。
- ・ 以上により、本件工事ではなく次回発注の法面工事において施工をすることが合理的であると判断した。
- ・ 従って、本件工事では、所定の数量の受圧板を法面及び(法面に挿入した)鉄筋に定着させるまでが契約の内容であり、実際に契約どおり現場で施工されていることから、施工不良ではない。

(ウ) 口頭での指示

- ・ (ア) 及び (イ) の対応の協議について、監督員の受注者への指示は口頭でされており、当該指示を証する書面は、残っていない。
- ・ 受発注者間で必要となる文書協議の事案については、鳥取県建設工事執行規則第 39 条 (昭和 48 年鳥取県規則第 66 号) (設計図書と工事現場との不一致等の場合の措置) に規定されているとおりであり、一部に残置しなければならない硬岩が出現したこと及び一部に受圧板の背面に軟岩が出現したことにより不陸が生じたことについては、同規則第 39 条第 1 項 4 号に該当するため、文書として記録しておくべきものであった。

(注) 本件工事の監督員はすでに退職しているため、米子県土整備局の職員から聞き取りを行ったものである。

(2) B社に発注した工事について

ア 工事の概要

工事名	国道 181 号 (佐川～根雨原工区) 法面工事 (2 工区) (防災安全交付金)
請負業者名	B 社
工事場所	日野郡江府町佐川
主な工事の内容	施工延長 L=73.6 メートル 連続繊維補強土工 A=608 平方メートル 植生基材吹付工 A=608 平方メートル 鉄筋挿入頭部処理工 N=239 箇所 小段排水工 L=112 メートル
工期	令和 5 年 8 月 30 日～令和 6 年 3 月 4 日
請負代金額	29,260,000 円 (当初契約金額) 2,273,700 円 (第 1 回変更: 増額) 31,533,700 円 (最終契約金額)
契約日	令和 5 年 8 月 29 日 (当初契約) 令和 6 年 2 月 27 日 (第 1 回変更)
入札年月日	令和 5 年 8 月 17 日
着工年月日	令和 5 年 8 月 30 日
完成年月日	令和 6 年 3 月 4 日
完成検査年月日	令和 6 年 3 月 15 日
工事金支払状況	令和 5 年 9 月 26 日: 11,700,000 円 (前金払) 令和 6 年 2 月 9 日: 9,790,000 円 (部分払) 令和 6 年 4 月 12 日: 10,043,700 円 (完成払)

イ 主な経緯

年月日	内容
令和5年7月26日	簡易評価型総合評価競争入札にて調達公告
8月29日	受注者と請負契約を締結
10月11日	受注者から硬岩掘削方法について協議 ・機械掘削では過掘、小段の破壊の恐れがあるため、人力掘削にて施工
11月1日	受注者への指示事項 ・受圧板＋鉄筋挿入を設置している地山は岩質であり凹凸が著しいことから、受圧板との地山密着を図るためモルタル間詰めを行うこと。なお、実施数量把握のため適宜間隙を計測し報告すること。 実測数量と間詰め実施数量と乖離がない事を確認し変更にて積算計上する。
令和6年2月21日	変更伺（第1回）決裁 （変更理由） ・硬岩掘削を人力施工としたことによる工事費の増（令和5年10月11日協議書）外
2月27日	受注者と請負代金額の変更契約を締結 ・工事費の増 増額 2,273,700円
3月4日	請負契約期間終了
3月6日	受注者は工事完成を通知
3月15日	受注者は工事完成検査を受検・合格

ウ 施工不良箇所の補修について

米子県土整備局の主張は以下のとおりである。

- ・ 法面工事において、当初目測により概数算定した3立方メートルの法面全体の突出部を人力併用の硬岩片切掘削で発注した（硬岩片切掘削は必要な工事を発注したものであり、施工不良ではないとの認識である。）。
- ・ 実際に現地計測をしたところ、処理が必要な部分は1.5立方メートル程度であったこと、また非常に硬い岩であることから人力併用の硬岩片切掘削では切り下げは困難で、特殊な施工方法でカットしていく必要があり、数量の変更及び工事費用の増額で変更計上した。
- ・ 受圧板の間詰めも同様に必要な工事を発注したものであり、施工不良ではないとの認識である。

エ A社に係る契約不適合責任に基づく損害賠償請求について

米子県土整備局の主張は以下のとおりである。

- ・ 施工不良箇所や契約不適合は存在しないと認識しているため、違法又は不当な財務上の行為はなく、損害賠償請求を行使することはない。
- ・ B社に積算計上している掘削及びモルタル間詰めは、本件工事には計上さ

れていないものであり、A社との契約に不適合はない。

- ・ 掘削工（中硬岩）で対応できない硬岩の掘削と受圧板の間詰は、そもそもA社の契約にない工事であることから、B社の後発工事に対応しているものであり、県には一切の損害は生じていない。

(3) C社の現場代理人への依頼について

米子県土整備局の主張によると、「小段の不良部分をついでに取ってくれ」とは言っておらず、口頭による相談で「岩の突出部分を削ることはできますか」と、変更契約で対応可能ならばそのように進めたいがどうかという意図で、C社の担当者に聞いたものとのことである。

以上、当項目については、請求人及び米子県土整備局双方に証左がないことから、監査委員としての判断を行わないものとする。

2 関係人からの聴き取り

関係人から聴き取った内容は、以下のとおりである。

(1) 本件工事の検査員（工事検査課（兼務）職員）

- ・ 本件工事の現地での検査は、現地到着後に検測可能な工種について検測する項目と位置を告げ、施工現場を検測しながら踏査及び目視確認を行った。
 - ・ 書類検査と現地検査で疑義がないと判断したため、受注者へ検査合格を告げて検査を終了した。
- ア 測点No.12 付近について、小段ステップの幅が確保されていないこと
- ・ 状況については、現地で目視をして認識した。
 - ・ 現地で監督員から「相当に硬い露岩のため、当工事における岩掘削は困難であったことから、現状で引渡しを受けることを受注者と申し合わせている。」旨の説明を受け、また、その際に受注者も監督員の発言に同意していた。
 - ・ 発注者、受注者の双方の認識が共通しており、検査上問題とすることには当たらないと認識したと記憶している。
 - ・ 協議書等は確認していないが、書面による協議が必要かは発注者が判断すべき事項と考える。
 - ・ 設計と現場状況は一致しており、工事の関係書類が不足しているとの認識はない。
- イ 法面が平滑でないため、受圧板の接地面積が確保できていないこと
- ・ 状況については、現地で目視をして認識をした。
 - ・ 監督員から「受圧板を設置した現状が当契約の完成形である」旨の説明を受けた。
 - ・ 監督員の説明から、検査上問題とすることには当たらないと認識したと記憶している。
 - ・ 協議書等は確認していないが、書面による協議が必要かは発注者が判断すべき事項と考える。
 - ・ 設計と現場状況は一致しており、工事の関係書類が不足しているとの認識はない。
 - ・ 支圧板の設置については、現地検査時の記憶及び撮影写真から、岩掘削面のため空隙は生じるが、緩みなく設置されていたため、適当と判断したように記憶してい

る。

- ・ 岩掘削で切土法面を平滑に仕上げることは困難であり、凹凸が生じるとの認識から、切土工事の出来ばえについては、当初、「岩掘削の一般的な仕上がり」であるとし、全体に渡り外観の仕上げが良い、との評価をしていない。

なお、後に検査専門員と調整の上で、切土工事の出来ばえについては、「木根が残っている箇所がある」ため、全体に渡り外観の仕上げが良い、との評価をしないこととするよう修正した。

(2) 本件工事の受注者A社

ア 岩の突出部について

- ・ 岩の突出部の残置について協議があったのは、令和4年11月～12月頃である。
- ・ 協議内容は、突出部について、硬岩の人力破碎を検討し、立会時に監督員に相談、打合せをした。
- ・ 硬岩の人力破碎は別途手間と費用を費やすが、地盤面をより早く仮設防護柵より切り下げたいとのことであった。進行中であった静的破碎工の進捗が不明瞭であり、工期が不足する可能性があるため、硬岩突出部は残置し、次回工事に対応するとのことであった。
- ・ いずれにせよ切下げ作業を優先するように監督員から言われた。
- ・ この件に関する記録、メモなど協議内容のわかるものについては、特になし。

イ 受圧板について

- ・ 受圧板について協議があったのは、令和4年11月～12月頃である。
- ・ 協議内容は、鉄筋挿入工立会時に受圧板背面の凸凹の処置について相談打合せを実施し、検討した結果、受圧板を設置してからモルタル吹付がよいと判断されたが、切下げ掘削を優先したいことと、吹付機械等の施工ヤード確保が困難なため、今回は受圧板設置までとし、別途発注予定の法面工事でモルタル吹付をされるとのことであった。
- ・ この件に関する記録、メモなど協議内容のわかるものについては、特になし。

ウ 建設工事請負契約書第18条（条件変更等）の規定による監督員への通知について

- ・ 通知は行っていない。
- ・ 現場で直接監督員と相談・打合せを行い、工法の変更も金額の変更もないので、書面での通知は必要ないと認識している。

(3) 受圧板の製造販売会社

- ・ 地山補強土工法の受圧板については、補強鉄筋に発生した引張力を地山へ伝達するため、極力、受圧板全面が地山に接地する取り付けをお願いしている。

そのため、通常、モルタル吹付や不陸調整マットを使用していただき、受圧板の設置面を平滑にしてパネル設置をしていただいているが、モルタル吹付で全面を覆う現場などにおいては、パネル設置後、後発工事にてモルタル吹付を行い、間詰と表面被覆を一度に行う現場も多数実績がある。

- ・ 当社受圧板については、格子形状となっているため、格子内からパネル背面にもモルタルが入る仕様となっている。パネル背面に空隙ができていない場合については問題があると考えますが、モルタルが背面もしっかりと充填されていれば、設置前の不陸整正と同様の効果があると考えている。
- ・ 以上より、受圧板の機能および性能に対しては、後発工事によるモルタル吹付の充填は問題ない施工方法であると考えている。

3 監査委員の判断

請求人の主張を検証した結果は、次のとおりである。

- ① 本件工事について、契約書の設計図書に対する契約不適合があったと認められる。
- ② その不適合は、現場の地質等に起因した施工内容の変更で、県の監督員の指示によるものと考えられることから施工不良とは言えない。
- ③ 契約不適合があったといえども、岩掘削の数量及び鉄筋挿入工の数量に変更はないため、積算上費用の増減はなく、本件工事の契約不適合に伴う県の損害は生じていない。
- ④ B社に発注した工事は、本件工事の監督員の指示どおり本件工事の後発工事として計画し施工されたものであり、A社の施工不良の補修のために行ったものではない。
- ⑤ 監督員の指図による契約不適合については、鳥取県建設工事執行規則及び契約書の規定により、県に損害賠償請求権は生じない。

(1) 本件工事に係る契約不適合について

契約書では設計図書に従い契約を履行しなければならないと規定されているが、次のとおり完成した工事目的物が設計図書である契約図面と異なっていることから、契約不適合があったものと認められる。

ア 測点No.12 付近の土工について、小段ステップの幅が確保されていないこと

(ア) 小段ステップの幅の確保

本件請求書添付の事実証明書甲第3号証（写真）によれば、岩の突出部が残置されている。

また、事実証明書甲第5号証の1は、A社の施工完了後にB社が施工した当初の工事設計書であり、掘削工（硬岩 片切掘削 3立法メートル）が計上されており、事実証明書甲第5号証の2は、同じくB社が施工した変更後の工事設計書であり、掘削工（硬岩 片切掘削 3立法メートル）は廃止され、掘削工（人力硬岩掘削 一式）・（人力積込 硬岩 2立法メートル）・（人力運搬（運搬～取り卸し 2立法メートル））が計上されている。

米子県土整備局は、測点No.12 付近の土工について、小段ステップの幅が確保されていないことについては、監督員がA社に指示をして突出部を残置することとしたと説明している。

また、このことについては、関係人である本件工事の検査員及び本件工事のA社も同様の説明をしている。

(イ) 設計図書との検証

岩の突出部が残置され小段ステップの幅が確保されていない箇所は、測点No.12 と測点 KE1-2 の間にある。

最終の設計図書である第2回変更契約の測点No.12 と測点 KE1-2 の横断面図の小段ステップの幅は1500ミリメートルと示されている。

岩の突出部の横断面図はないが、工事目的物として測点No.12 と測点 KE1-2 の間の小段ステップの幅は1500ミリメートルとすることを表しているものと判断する。

以上から、工事目的物として測点No.12 と測点 KE1-2 の間の小段ステップの幅は1500ミリメートルとすることを表しているが、実際は、硬岩の一部が残置され小段ステップの幅が確保されなかったと判断する。

イ 平滑でない法面

(ア) 平滑でない法面に受圧板を設置している事実の確認

米子県土整備局から提出された工事写真によれば、平滑でない法面に受圧板を設置していることが認められる。

(イ) 設計図書との検証

受圧板設置箇所の測点No.11、測点No.13 及び測点 KA1-2 の横断面図によれば、平滑な法面に受圧板を設置することを、鉄筋挿入工詳細図によれば、受圧板を平滑な法面に設置することを表しているものと考えられる。

また、関係人である本件工事の受圧板の製造販売会社の説明によると「地山補強土工法の受圧板については、補強鉄筋に発生した引張力を地山へ伝達するため、極力、受圧板全面が地山に接地する取り付けをお願いしている。」ものであり、受圧板の機能を考慮すれば、当該鉄筋挿入工詳細図は、受圧板を平滑な法面に設置することを表しているものと考えられる。

以上から、実際は法面に凹凸が残ったまま受圧板を設置したと判断する。

(2) 監督員の指示について

請求人が主張する施工不良については、現場の地質等に起因し、監督員がA社に施工内容の変更を指示した結果であり、施工不良ではないとの米子県土整備局の主張があった。

しかしながら、この指示に関する書面の存在が確認できなかったことから、後発工事で最終的に選択された施工内容と当初契約の施工内容を契約書の設計図書で確認するとともに、施工内容の変更の指示に至った経緯を米子県土整備局及び関係人から聴き取りを行うことにより、監督員の指示があったかどうか、総合的に判断を行うこととした。

ア 後発工事（B社）で最終的に選択された施工内容と本件工事（A社）の施工内容
現場の状況（硬岩や軟岩）で最終的に必要となった工事内容は、「人力による（特殊）掘削」、「受圧板と地山との間隙部分のモルタル間詰工」であり、B社との契約の設計書

で確認できる。

その工事内容は、A社の契約書（当初、第1回変更、第2回変更）には計上されていなかった。

イ 施工内容の変更の指示

（ア）小段ステップの幅の確保

米子県土整備局は、令和4年12月中旬頃、監督員はA社に口頭の指示により、岩の突出部を残置することとしたと主張している。

また、測点No.12付近に局所的にできる突出部分の措置については、以下の事由を考慮した結果、突出部を残置したまま引渡を受けることと判断したと主張している。

（事由）

- ① 別途人力等による細かい施工が必要であると判断したこと。（オープン掘削の大型ブレーカでは掘削不能で静的破碎工の施工では法面を無用に痛めてしまうため）
- ② 地元への硬岩の破碎音や砂礫の飛散の影響を考え、窓を閉めている12～2月の間に仮設防護柵より地盤面を切り下げる必要があり、その工期が不足すること。
- ③ 繰越明許費の予算執行であり年度内に完成させる必要があること。

また、本件工事の第1回及び第2回の変更契約の鉄筋挿入工展開図において、岩の突出部の鉄筋の挿入を廃止している。米子県土整備局は、突出部が存置する部分の後背部は、硬いので鉄筋を挿入する必要がないため鉄筋挿入を廃止したと主張している。

さらに、米子県土整備局は、令和5年8月29日にB社と契約した工事請負契約の法面工事において、当初目測により概数算定した3立法メートルの法面全体の突出部を人力併用の硬岩片切掘削で発注していたが、実際に現地計測をしたところ、処理が必要な部分は1.5立法メートル程度であったこと、また非常に硬い岩であることから人力併用の硬岩片切掘削では切り下げは困難で、特殊な施工方法でカットしていく必要があり、協議を行った結果、数量の変更及び工事費用の増額で変更計上したと主張している。

以上、突出部を残置したまま引渡を受けることと判断した事由に合理性が認められること、突出部が存置する部分の後背部が硬いので鉄筋挿入を廃止したこと、実際にB社の工事において突出部が非常に硬い状態であること、関係人である本件工事の検査員及び本件工事の受注者A社からの聴き取り結果も米子県土整備局の主張と一致することから考察すると、監督員が現場代理人に岩の突出部を残置する指示を行ったものと判断する。

（イ）平滑でない法面

米子県土整備局は、令和4年11月中旬頃、監督員はA社に口頭の指示により、軟岩を含む土砂層の斜面であり平滑に仕上げるのは困難であることから、受圧板を今回工事で設置するにとどめて、間隙部分のモルタル間詰を施工するのは次回以降の後発工事で行うこととしたと主張している。

また、軟岩が分布しているためどうしても受圧板と地山に間隙が生じてしまう場合は、受圧板設置後にモルタルによる間詰めを行うという施工手順に関しては当該受圧板の製造販売会社に聞き取りし、当該手順は理にかなっているとの回答を得ていると主張している。

当主張に関しては本監査においても関係人である本件工事の受圧板の製造販売会社から聴き取りを行った結果、「受圧板の機能及び性能に対しては、後発工事によるモルタル吹付の充填は問題ない施工方法であると考えている。」と確認している。

なお、米子県土整備局は、次回以降の後発工事に対応することとした理由は、当時の斜面は比較的安定しており速やかに後発工事を発注することで間詰工の対応可能であると判断できたこと、間詰にはモルタルを吹付けるポンプなど（必要ヤード延長が20メートル）が必要となり、硬岩掘削の作業中であったため、現場で施工するスペースの余裕はなかったこと、前述の硬岩掘削と同様に工程も見通しが立たなかったことによるものであると主張している。

以上、受圧板を設置するにとどめて、間隙部分のモルタル間詰の施工を次回以降の法面工事とした事由に合理性が認められること、実際にB社の工事において間隙部分のモルタル間詰の施工を行っていること、関係人である本件工事の検査員及び本件工事の受注者A社及び受圧板の製造販売会社からの聴き取り結果も米子県土整備局の主張と一致することから考察すると、間隙部分のモルタル間詰の施工は次回以降の法面工事で行うこととして、監督員が現場代理人に平滑でない法面に受圧板を設置する指示を行ったものと判断する。

（3）B社に発注した工事について

前述のとおり、本件工事においては、監督員が現場代理人に対して岩の突出部を残置するとともに平滑でない法面に受圧板を設置する指示を行っており、その指示に至った事由にも合理性があると考えられる。

従って、岩の突出部の掘削及び間隙部分のモルタル間詰の施工は、後発工事として施工されたものであり、A社の施工不良を修補するための施工ではないと判断する。

（4）契約不適合に伴う損害について

請求人が主張する「測点No.12付近の土工について、小段ステップの幅が確保されていないこと」及び「法面が平滑でないため、接地面積が確保できていないにもかかわらず、そのまま受圧板を設置したこと」は、契約書の設計図書に対する契約不適合が認められたが、その不適合に伴う損害については、次のとおり発生していないものと判断する。

ア 小段ステップの幅の確保

掘削数量については、鳥取県土木工事標準積算基準書及び土木工事数量算出要領（案）に基づき平均断面法で土量計算を行うこととなっており、平均断面法による算出に当たっては、契約図書中の各測点の横断面図を用いることとなっている。横断面図の測点に位置しない局所的に残置した突出部は数量算出上表れないことから岩掘削の数量に変更はなく、費用の増減は伴わない。

本件請求の残置した突出部は測点 KE. 1-2 横断面図と測点 No. 12 横断面図の間に位置するため、掘削の数量に変更はなく、費用の増減は伴わないこととなる。

よって、測点No.12付近の土工について、小段ステップの幅が確保されていないことに伴う損害は発生していないものと判断する。

イ 平滑でない法面

法面が平滑でないため、受圧板の接地面積を確保するには貧配合のモルタルで間詰めをすることが必要であるという認識のもと、現場条件や工期が不足するなどの理由により上記の間詰めは後発工事で行うことを監督員が指示した結果、本件工事では、所定の数量の受圧板を法面及び（法面に挿入した）鉄筋に定着させるまでがA社に求められた施工内容であり、本件工事の「法面工 鉄筋挿入工」において、数量の変更は生じていないと判断できる。

よって、平滑でない法面に受圧板を設置したことに伴う損害は発生していないものと判断する。

(5) 契約不適合に基づく損害賠償請求権について

本件工事の工事請負契約第 49 条の 5 第 10 項において、「引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。」と規定されている。

また、鳥取県建設工事執行規則第 72 条第 8 項においても「引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は知事若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、知事は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。」と規定されている。

本件工事については、請求人が主張する「測点No.12 付近の土工について、小段ステップの幅が確保されていないこと」及び「法面が平滑でないため、接地面積が確保できていないにもかかわらず、そのまま受圧板を設置したこと」は、契約不適合であると認められるが、いずれについても監督員の指図により生じたものであるため、施工不良とは言えない。

よって、本件工事の工事請負契約及び鳥取県建設工事執行規則の定めにより、米子県土整備局はA社に対して契約不適合に基づく損害賠償請求を行うことはできないものと判断する。

第 5 本件請求に対する結論

請求人は、本件工事に施工不良があり、それに伴う本件工事の契約不適合責任に基づくA社に対する損害賠償請求を行使しないことが法第 242 条第 1 項に規定する違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実にあたる旨主張している。

本件請求について監査を行った結果、請求人が主張する「測点No.12 付近の土工について、小段ステップの幅が確保されていないこと」及び「法面が平滑でないため、接地面積が確保できていないにもかかわらず、そのまま受圧板を設置したこと」は、契約書の設計図書に対する契約不適合が認められた。しかしながら、その不適合は、現場の地質等に起因した施工内容の変更によるものであり、県の監督員が指図をしたものと判断できることから施工不良とは言えない。

監督員の指図による契約不適合については、鳥取県建設工事執行規則及び契約書の規定により、県に損害賠償請求権は生じないことから、住民監査請求の本措置請求事項については理由がないものと判断する。

また、岩掘削の数量及び鉄筋挿入工の数量に変更はなく、費用の増減は伴わないため、本件工事の契約不適合に伴う県の損害についても発生していないものと判断する。

以上から、本件措置請求事項については、棄却する。

第6 意見

監査の結果は以上のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

請求人から指摘のあった「小段ステップの幅の確保」及び「平滑でない法面」については、いずれも監督員が受注者に指示をした結果であると県は主張しているが、口頭によるもので、文書として残されたものはなかった。

「鳥取県建設工事執行規則」「本契約書」「土木工事施工管理ハンドブック」の規定によれば、今回の指示に係る手続きは書面で行うべきものである。書面がないため県民に施工不良という疑念を持たれても仕方のない状況にあると言える。

平成22年1月に作成された「県民への誓い」には、「県民の信頼に応えるために法令を遵守し、公正、公平で誠実に仕事をします。県民の大切な公金を一円もムダにしません。」のくだりがある。

今一度、県民の大切な公金を取扱う意識を職員へ徹底されるとともに、県民への説明責任を十分に果たすため、定められた手続きを改めて点検し、手続きの遵守を徹底されることを県に強く求める。

参 考

1	鳥取県職員措置請求書（住民監査請求書）（抜粋）	16
2	関係法令等（抜粋）	40
3	本件工事に係る契約書等（抜粋）	45
	（1）A社工事請負契約（当初）	
	（2）A社工事請負契約（第1回変更）	
	（3）A社工事請負契約（第2回変更）	
	（4）A社工事請負契約図面（第2回変更）	
	（5）B社工事請負契約（当初）	
	（6）B社工事請負契約（第1回変更）	
4	補足説明資料	57
	（1）資料1 道路改良事業の概要	
	（2）資料2 施工写真	
	（3）資料3 正面図（イメージ図）	
	（4）資料4 標準断面図	
	（5）資料5 掘削工の施工方法	
5	住民監査請求制度の概要	63



鳥取県職員措置請求書

令和7年3月4日

鳥取県監査委員 御中

請求人 住所 鳥取県日野郡日南町矢戸1193-1
氏名 澤田信介
電話
上記請求人代理人
住所 鳥取県境港市上道町3282
WaSay法律事務所
氏名 弁護士 魚谷和世
電話
FAX

下記のとおり、地方自治法242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

記

1 請求の要旨

鳥取県が以下の財政上の行為を怠ったことについて、違法または不当であるため、これを是正し、必要な措置を講じるよう求めます。

鳥取県米子県土整備局は、
に契約不適合責任に基づく
損害賠償請求を行使できるにもかかわらずこれを行使せず、これにより鳥取
県は金1,176,175円の損害を生じた。
よって、
に対し金1,176,175円の損害賠償を請求する
措置を求める。

2 請求の理由

(1) 請求の対象となる財務会計上の事実

ア) 工事請負契約

米子県土整備局は、
(以下、「
」とい
う。)に対し下記工事を発注し(以下、「令和3年度本件工事」という。)、
は令和4年4月1日、本件工事に着工した(甲1の1)。

記

施工年度 令和3年度
工事名 国道181号(佐川～根雨原工区)改良工事(1工区)
(防災安全交付金)
施工位置 日野郡江府町佐川
最終変更設計金額 170,999,400円
イ) 完成・引渡し

は、令和5年3月24日に本件工事を完成させ、同日、完成検査が行われた(甲2)。しかし、後述するとおり、の工事には施工不良があった。米子県土整備局は、に令和5年度の本件工事を発注した際に、当該施工不良箇所を補修する工事を一部発注した。のちに、変更で施工不良箇所を全て補修する工事を追加して発注した。

ウ) の工事には施工不良があったこと
の施工不良は以下のとおりである(甲3、甲4)。
① No.12付近の土工について、小段のステップが確保されていない。
② 法面がでこぼこで平滑でないため、接地面積が確保できていないのにもかかわらずそのまま受圧板を設置した。つまり、甲4のようにマニュアルどおりに施工していなかった。

エ) の工事
の工事完了後、令和4年度に本件工事を施工したの現場代理人は、県職員から「小段の不良部分をついでに取ってくれ」との依頼を受けたが、「の工事だから、うちがするのはおかしい」として、は、の施工した小段のステップが確保されていないという施工不良について、補修に応じなかった。

オ) により施工不良箇所の補修が行われたこと
米子県土整備局は、下記の工事をに発注した(以下、「令和5年度本件工事」という)。

記

施工年度 令和5年度
工事名 国道181号(佐川～根雨原工区)法面工事(2工区)
(防災安全交付金)
施工位置 日野郡江府町佐川
設計金額 31,840,600円

に発注した令和5年度本件工事の当初工事設計書(甲5の1)には、掘削工事が「掘削」、「硬岩 片切掘削」として3mとなってお

り、機械掘削を発注していた。つまり、 に監督員は施工不良があることを認識していた。

変更後の工事設計書(甲5の2)では、掘削工事が、「人力硬岩掘削 1.5 m³/分」、「人力積込 硬岩」、「人力運搬(運搬～取卸し) 換算距離 40m以下(20m超)に変更して施工され、設計図書通りの小段が確保された。また、受圧板(グリーンパネル部)の施工不良も本件工事でモルタル間詰工という形で追加して発注され、施工不良を解決した。

以上のとおり、 の施工不良を、 が修補したことは、令和3年度本件工事の工事設計書(甲1)、令和5年本件工事の当初工事設計書(甲5の1)、変更後工事設計書(甲5の2)の掘削工事を比較すれば明確である。

カ) 補修のために に支払った工事代金

令和5年度の変更後工事設計書によると、 に対し、 の施工不良の補修のための追加工事に支払った工事代金は以下のとおり 1,176,175 円となる。

記

掘削	378,816 円
モルタル間詰工 平均厚さ t=11.5cm グリーンパネル部	231,686 円
直接工事費	610,502 円
経費 90.58%	552,992 円
工事価格	1,163,494 円
消費税相当額 10%	116,349 円
工事費合計	1,279,843 円
落札率 91.90%	<u>1,176,175 円</u>

キ) 小括

以上より、米子県土整備局は、 の施工不良箇所を 補修させ、当該補修工事の工事代金は 1,176,175 円となる。

(2) その行為が違法又は不当である理由

受注した工事に施工不良箇所があるのであれば、米子県土整備局は、本来、 に修補請求するか、若しくは、契約不適合責任に基づく損害賠償請求を に行使しなければならない。

しかし、米子県土整備局は損害賠償請求を怠り、これにより鳥取県に損

害を発生させたことになり、当該不作為は違法又は不当である。

(3) その結果、鳥取県に生じている損害

その結果、鳥取県は1,176,175円の損害が生じている。

(4) 請求する措置

よって、米子県土整備局は、に対し、契約不適合責任に基づき、金1,176,175円を請求する措置をとるべきである。

(5) 財務会計行為から1年以上経過している正当な理由

に対する契約不適合責任に基づく損害賠償請求権は、が引渡しをした令和5年3月24日から2年以内に行使しなければならない。工事完成・引渡しから1年以上経過しているが、工事完成・引渡しから2年以内は契約不適合責任に基づく損害賠償請求の行使が可能である。

また、本件は、の工事設計書等の調査しなければ、契約不適合責任に基づく損害賠償請求権の行使の可否及び損害額を知ることができないが、が令和5年度の本件工事を完成させたのは令和6年3月15日である(甲6)。

よって、令和6年3月15日でなければ、損害の存在及び損害額が確定できなかったのであるから、正当な理由が認められる。

以上

当初

工事設計書

施 工 年 度	令和 03 年度 /
事 業 区 分	交付金 /
道 路 名	1420181号
河 川 名 等	
工 事 名	16道183号(新川~榎岡線)改築(第1工区)(防犯安全交付金)
施 工 区 画	11野原(防犯費用) /
決 算 金 額	¥ 109,583,000 円 /
工 事 概 要	<p>施工量比 L=91.1m 主工事 舗装工 V=6.040m³ 従事工 鉄筋挿入工 N=625本</p>

直接工事費			
材料費(支給品等)	算・存()		
労働費(労務費金)	算・存()		
直接雑費(特許使用料等)	算・存(課税・特許料・特許料の別納)		
処分費等	算・存()		
間接工事費	工 務 区 分	施 工 地 域・工 事 区 画 区 分 (補正係数・補正率)	
共通取扱い	道路改良	一般交通影響有り区画	(1.200)
税制管理費	*	*	(1.100)
*取扱い費			
道区全額取率	1.010		
契約保証に係わる補正率	+ 0.04 %		
工 務 (11)	187 /		

本工事費 内訳書

03-0015

項目・工種・業種名称など	数	単位	単価	金額	備	考
本工事費				11070		
基礎改良				Y1801	6×40	
基礎土工			一式	28,865,457	Y180101	15×30
基礎工			一式	31,048,563	Y18010101	6×30
掘削 片切掘削			一式	12,310,157	Y1801010101	15×40
掘削 土砂 片切掘削			m ³	4,665,140	SPK21040001 0 A=1, B=2	
掘削 軟弱 片切掘削	830 /	m ³	572	476,760	単価0-0001 表 SPK21040001 0 A=3, B=2, H=1, I=1	040110
掘削 硬弱 片切掘削	530 /	m ³	2,658	1,408,740	単価0-0002 表 SPK21040001 0 A=4, B=2, H=1, I=1	040110
掘削 硬弱 片切掘削 大規模用不可	530 /	m ³	5,103	2,703,740	単価0-0103 表 Y4903	040110
掘削 C オープン掘削				Y4903	15×40	
				7,814,812		

03-*****-01071-00

鳥取県

本工事費 内訳書

03-0015

項目・工種・業種名称など	数	単位	単価	金額	備	考
掘削 土砂 オープンカット 別土無し 防害無し 5.00(m)未満	700 /	m ³	300.8	210,560	SPK21040001 0 A=1, B=1, D=2, E=1, F=3 単価0-0004 表	040110
掘削 軟弱 オープンカット 防害無し 1.00(m)未満	1,000 /	m ³	1,414	1,414,000	SPK21040001 0 A=2, B=1, E=1, F=3, H=1, I=1 単価0-0005 表	040110
掘削 硬弱 オープンカット 防害無し 大規模用不可	530 /	m ³	2,262	1,195,260	SPK21040001 0 A=4, B=1, E=1, G=1, H=1, I=1 単価0-0104 表	040110
基礎改良工				Y18010101	15×30	
基礎改良(切土部)			一式	2,190,261	Y1801010101	15×40
法面改良 切土部 別土無し レキ目土 防浪び砂目土 特注土	300 /	m ²	664.7	199,410	SPK21040024 0 A=2, C=1, D=2, E=1 単価0-0007 表	040110
法面改良 切土部 別土無し 軟弱	610 /	m ²	346.1	211,341	SPK21040024 0 A=2, C=1, D=4, E=1 単価0-0108 表	040110
法面改良 切土部 別土無し 軟弱 軟弱 軟弱 軟弱	610 /	m ²	2,536	1,548,960	SPK21040024 0 A=2, C=1, D=3, E=1 単価0-0109 表	040110
残土処理工				Y18010110	6×40	
				18,518,419		

03-*****-01071-00

鳥取県

工事設計書

施工年度	令和 03 年度
事業区分	交付金 第二回委託
路線名称 利用名称	国道181号
工事名称	国道181号(伏川一帯)雨水DPO改良工事(1工区)(防災安全交付金)
施工位置	日野郡(有明使用)
設計金額	¥ 178,939,480 円
工事概要	延長距離 L=91.7m 土工事 掘削工 V=3.156m ³ 印固工 無効挿入工 N=326本 振込工 N=1式

直接工事費 材料費(支給品等) 無・有 () 分給費(補助金) 無・有 () 直接経費(特許使用料等) 無・有 (印成・特許料・特許的印刷) 処分費等 無・有 ()		
間接工事費	工務区分 建設費 現場管理費	施工地域・工事箇所区分(積立係数・積立率) ・難交通箇所有り区 (1.200) (1.100)
管理費 積立金繰り込み 0.00 契約保証に係わる諸手続 +0.04 %		
(注) (H)		

本工事費 内訳書

R2-005

項目・工種・施工内容など	数	単位	単価	金額	品名	備
本工事費						1100
道路改良				82,458,471	Y1E01	D-A 41)
道路土				88,218,716	Y1E0101	D-A 42)
掘削				83,425,028	Y1E010101	D-A 43)
掘削 片切掘削				38,144,337	Y1E01010101	D-A 44)
掘削 土砂 片切掘削			894.7	452,919	SPK2104001 1	A=1, B=2
掘削 表土 片切掘削	551	m ³	929	511,879	単価2-0101 表	040199
掘削 表土 片切掘削	487	m ³	2,735	1,318,210	SPK2104001 1	A=3, B=2, D=1, E=1
掘削 表土 片切掘削	487	m ³	2,827	1,360,204	単価2-0102 表	040199
掘削 表土 片切掘削 火災使用不可	316	m ³	5,260	1,655,196	SPK2104001 1	A=4, B=2, C=1, D=1, E=1
掘削 表土 片切掘削 火災使用不可	316	m ³	5,329	1,687,014	単価2-0103 表	040199
M/T オープン掘削				43,773,216	Y4959	D-A 44)
				54,287,336		

03-*****-01071-42

品 取 扱

本工事費 内訳書

R2-005

項目・工種・施工内容など	数	単位	単価	金額	品名	備
掘削 土砂 オープンカット 即土無し 即土無し 5,000m ³ 未満	360	m ³	303.9	107,406	SPK2104001 1	A=1, B=1, D=2, E=1, F=3
掘削 表土 オープンカット 即土無し 1,000m ³ 未満	585	m ³	307.9	178,122	単価2-0104 表	040199
掘削 表土 オープンカット 即土無し 火災使用不可	585	m ³	1,427	835,245	SPK2104001 1	A=3, B=1, E=1, F=3, H=1, I=1
掘削 表土 オープンカット 即土無し 火災使用不可	585	m ³	1,443	845,295	単価2-0105 表	040199
掘削 表土 オープンカット 即土無し 火災使用不可	585	m ³	2,322	1,408,724	SPK2104001 1	A=4, B=1, C=1, D=1, E=1, I=1
掘削 表土 オープンカット 即土無し 火災使用不可	585	m ³	2,518	1,507,415	単価2-0106 表	040199
掘削 表土 オープンカット 即土無し 火災使用不可	585	m ³	2,518	1,507,415	V4000	
掘削 表土 オープンカット 即土無し 火災使用不可	585	m ³	2,518	1,507,415	単価2-0107 表	040199
掘削 表土 オープンカット 即土無し 火災使用不可	585	m ³	2,518	1,507,415	V5000	
掘削 表土 オープンカット 即土無し 火災使用不可	585	m ³	2,518	1,507,415	単価2-0108 表	040199
掘削 表土 オープンカット 即土無し 火災使用不可	585	m ³	2,518	1,507,415	V6000	
掘削 表土 オープンカット 即土無し 火災使用不可	585	m ³	2,518	1,507,415	単価2-0109 表	040199
掘削 表土 オープンカット 即土無し 火災使用不可	585	m ³	2,518	1,507,415	Y1E010107	D-A 44)
掘削 表土 オープンカット 即土無し 火災使用不可	585	m ³	2,518	1,507,415	Y1E01010701	D-A 44)
掘削 表土 オープンカット 即土無し 火災使用不可	585	m ³	2,518	1,507,415	SPK2104001 4	A=2, C=2, D=2, E=2
掘削 表土 オープンカット 即土無し 火災使用不可	585	m ³	2,518	1,507,415	単価2-0110 表	040199

03-*****-01071-42

品 取 扱

様式第4号（第15条関係）

建設工事完成検査調書

西野総合事務所長 西村 文彦 様

建設工事の完成検査をしたところ、結果は下記の通りです。

令和5年3月24日

工事検査員

記

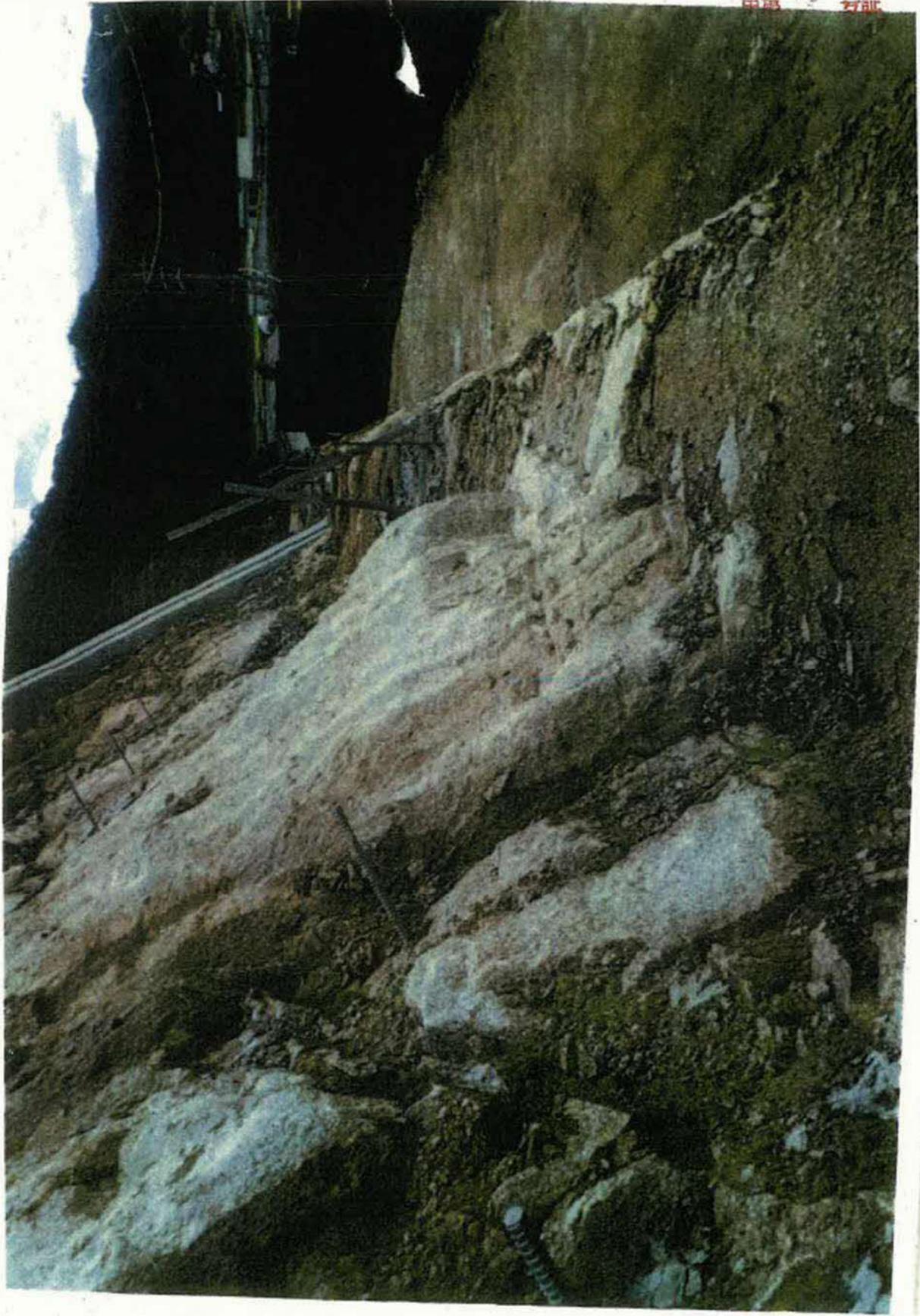
工事名	区 分	国道181号（佐川～横須原工区）改良工事（1区）（防災安全交付金）		
	場 所	日野郡江府町佐川		
発注者	名 称	[REDACTED]	代表者	[REDACTED]
工 期	着 工	令和4年4月1日	完 成	令和5年3月24日
建設代金額		158,947,800		円
完成検査日付	令和5年3月24日	検査年月日	令和5年3月24日	
検 査 員	名 称	[REDACTED]		

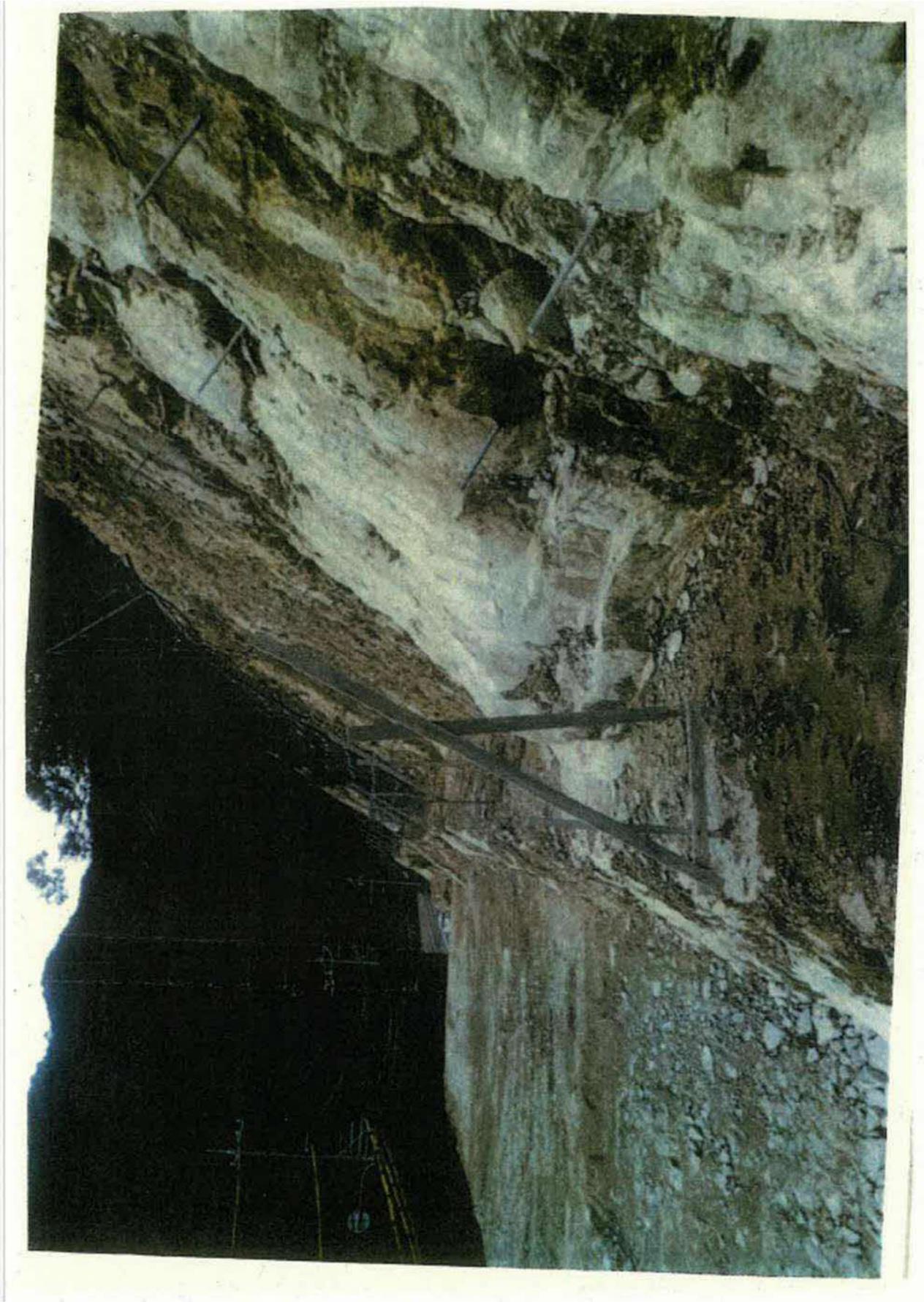
様式 土1

項目別評定点

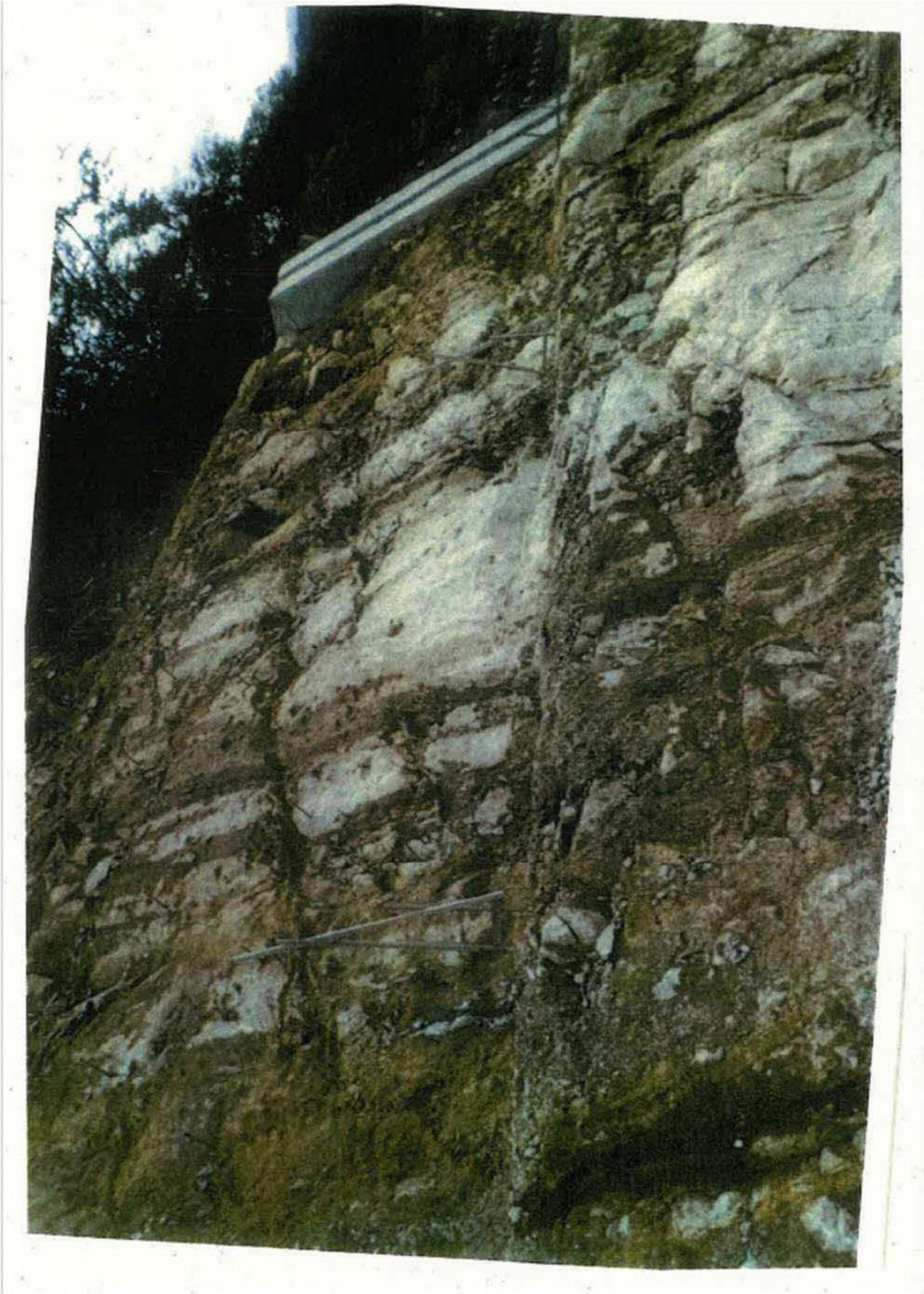
工事検査様

工事名		国道181号(佐川～根雨原工区)改良工事(1工区)(防災安全 交付金)
受注者		
主任技術者		
考 査 項 目		評 定 点 / 満 点
項 目	細 別	
1 施工体制	I 施工体制一般	3.30 / 3.3 点
	II 配置技術者	3.50 / 4.1 点
2 施工状況	I 施工管理	13.00 / 13.0 点
	II 工程管理	6.70 / 8.1 点
	III 安全対策	8.80 / 8.8 点
	IV 対外関係	3.10 / 3.7 点
3 出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	15.00 / 15.0 点
	II 品質	17.50 / 17.5 点
	III 出来ばえ	7.66 / 8.5 点
4 工事特性	I 施工条件等への対応	4.12 / 7.0 点
5 創意工夫	I 創意工夫	4.36 / 5.8 点
6 社会性等	I 地域への貢献等	3.76 / 5.2 点
7 評定点小計	(小数以下第2位を四捨五入)	90.8 点
8 法令遵守等		-
評 定 点		91 / 100点



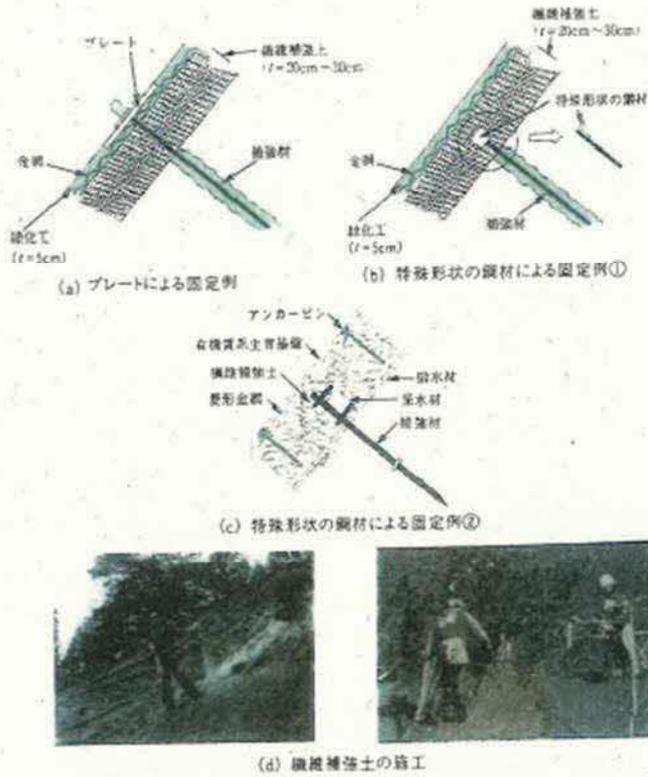






地山補強土工法 設計・施工マニュアル

公益社団法人地盤工学会



解説図-6.14 補強材・繊維補強土連結構造例

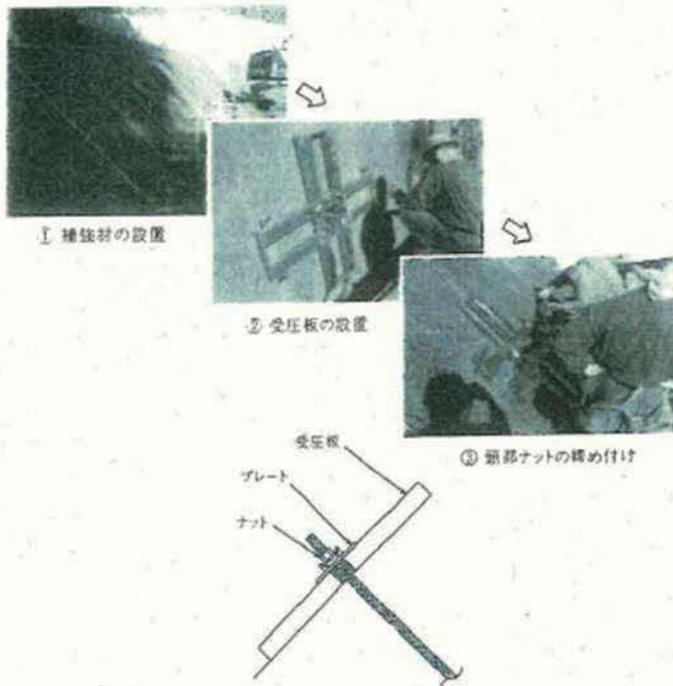
(5) 独立受圧板

独立受圧板は、補強材の頭部に連結・固定する形で設置され、補強材に作用する軸力を地盤に分散伝達させる目的で使用されるブロック状の構造物である。

独立受圧板は、補強材の施工完了後に設置され、筋上に限らず、設置場所をできるだけ平滑に処理しておく必要がある。不陸が多く、受圧板の接地面が均等にならない場合は、不陸調整材の使用やモルタル吹付けなどによる表面処理などを検討する。

補強材との連結は、受圧板の所定の位置に補強材頭部を通し、補強材頭部でプレートとナットを締め付けることによってなされる。

独立受圧板の設置例を解説図-6.15に示す。また、独立受圧板の主な種類については、解説図-6.16に示したとおりである。



解説図-6.15 独立受圧板設置例

公表設計書

事務所名 : 米子県土整備局

路線・河川 : 国道181号 (佐川～根雨原工区)

工事名 : 国道181号 (佐川～根雨原工区) 法面工事 (2工区)
(防災安全交付金)

施工位置名 : 日野郡江府町佐川

3.87

91.90%

05-*****30721-4-0

工事設計書

施工年度	令和 05 年度
事業区分	防災安全交付金 起工
路線名 河川名等	国道181号 (佐川～根雨原工区)
工事名	国道181号 (佐川～根雨原工区) 法面工事 (2工区) (防災安全交付金)
施工位置	日野郡江府町佐川
設計金額	¥ 31,840,000 円
工事概要	施工延長 L=73.6m 法面工 連続鉄線擁壁土工 V=129m ³ (644m ²) 養生基材吹付工 A=776m ² 鉄筋挿入型部起工 N=239箇所 小段排水工 L=123m 仮設工 一式

本工事費 内訳書

頁0-0004

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	金 額	備 考
工事費					
道路改良					(㎡) #1
道路土工			一式	15,129,896	(㎡) #2
掘削工			一式	17,189	(㎡) #3
整地			一式	17,189	(㎡) #4
掘削 鉄骨 片切掘削 火薬使用不可			m ³	17,189	
法面工			m ³	17,189	(㎡) #2 050710
養生工			一式	12,183,221	(㎡) #3
養生基材吹付			一式	519,024	(㎡) #4
			m ²	519,024	

05-444444-50721-40

鳥 取 県

本工事費 内訳書

頁0-0005

費目・工種・施工名称など	数	量	単 位	金 額	備 考
養生基材吹付工(ラス張り含まない) 厚3cm 【厚】500㎡以上1,000㎡未満	132		m ²	519,024	(㎡) #3 050710
道路舗装補強土工			一式	10,437,888	(㎡) #4
裏面排水			m ²	761,960	
裏面排水工 中流器一環型	430		m	761,960	(㎡) #4 050710
道路舗装補強土工			m ²	6,510,668	
モルタル閉鎖工 平均閉鎖厚さ c = 26cm	14		m ²	92,918	050710
道路舗装補強土工			m ³	6,417,750	(㎡) #4 050710
養生基材吹付			m ²	3,165,260	
養生基材吹付工 厚3cm 【厚】500㎡以上1,010㎡未満	644		m ²	3,165,260	050710

05-444444-50721-40

鳥 取 県

工事設計書

施工年度	令和 05 年度
事業区分	防災安全交付金 第1回変更
路線名 河川名等	国道181号(佐川～後西澤工区)
工事名	国道181号(佐川～後西澤工区) 歩道工事(2工区) (防災安全交付金)
施工位置	長野県江村町佐川
取付金額	¥ 34,315,910 円
工事概要	歩道延長 L=73.6m 歩道工 連続コンクリート工 V=129m ³ (644m ²)→122m ³ (608m ²) 積込高材吹付工 A=776m ² →608m ² 積込マット工 A=113m ² 踏石埋入撤去処理工 N=239箇所 小段排水工 L=123m→112m 仮設工一式

直接工事費		
材料費(支給品等)	無・有()	
労務費(割増賃金)	無・有()	
直接経費(特許使用料等)	無・有(深夜・時間外・時差的割増)	
処分費等	無・有()	
間接工事費	工 種 区 分	施工地域・工事箇所区分(補正係数・補正率)
共通仮設費	道路改良	一般交通影響有り(2) (1.200)
現場管理費	■	■ (1.100)
一般管理費		
前払金補正率	0.000	
契約保証に係わる補正率	+ 0.04 %	
工期(月)		

本工事費 内訳書

頁1-0005

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	細目	備考
本工事費					11000	
道路改良				15,199,896	Y1E01	(b~*1)
道路土工		一式		26,268,633	Y1E0101	(b~*2)
道路土工		一式		17,199	Y1E010101	(b~*3)
道路		一式		378,816	Y1E01010101	(b~*4)
道路				17,199		
道路		m3		378,816		
人力使用時間 3.5m3分	0		0	0	F0100	00
現場	1	一式	268,400	268,400	単第1-0201	表 050710
人力積込 硬盤	0		0	0	SPK2500008 00	
人力運搬 (運搬～取卸し) 積算距離40m以下 (20m幅)	1	m3	3,695	3,695	*4	単第1-0202 表 050710
人力運搬 (運搬～取卸し) 積算距離40m以下 (20m幅)	0		0	0	SPK2500002 00	
人力運搬 (運搬～取卸し) 積算距離40m以下 (20m幅)	1	m3	1,512	1,512	*2	単第1-0203 表 050710
現場 業者 片物照付 火薬使用不可	1	m3	5,783	5,783	SPK2500001	*4, B=2, G=1, H=2, I=1
	合		0	0		

05-*****50721-41

本工事費 内訳書

頁1-0006

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	細目	備考
排水工				12,183,221	Y1E0104	(b~*2)
排水工		一式		13,182,825	Y1E010401	(b~*3)
排水工		一式		721,957	Y1E01040104	(b~*4)
排水工				919,024		
排水工		m2		721,957		
排水工	135	m2	3,932	530,770	SS000271	*1, B=2, D=1, E=2
排水工	0		0	0		
排水工	0		0	0	F8009	00
排水工	112	m2	6,385	715,112	単第1-0204	表 050710
排水工				10,437,898	Y1E010402	(b~*3)
排水工		一式		24,201,629		
排水工				761,960	Y1E01040202	(b~*4)
排水工		m2		1,205,008		
排水工	430			701,960	V2010	00
排水工	514	m	1,722	887,208	単第1-0205	表 050710
排水工				6,512,568	Y1E01040201	(b~*4)
排水工		m2		7,124,731		

05-*****50721-41

本工事費 内訳書

01-0007

項目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備 考
セルタル閉結工 平均閉結厚さ t=26cm	14	m ²	6,075	84,918	S100045 A=26, B=1, D=1, C=1
仮設用セルタル支柱工事用 セルタル閉結工 平均閉結厚さ t=42cm	0		0	0	S100045 00 A=42, B=1, D=1, C=1
仮設用セルタル支柱工事用 セルタル閉結工 平均閉結厚さ t=11.5cm ブレンネル制	51	m ²	10,030	511,530	単第1-0005 表 050710
見積	0		0	0	V7000 00
見積 閉結セルタル留付設置	21	m ²	2,180	211,620	単第1-0011 表 050710
見積	0		0	0	V5000 00
見積 プレート付きアンカー工 留付施工	1	一式	156,500	156,500	単第1-0017 表 050710
見積	0		0	0	V6000 00
連続編組特殊土造成工	19	本	4,365	82,835	単第1-0013 表 050710
見積	129			6,417,250	V0000 00
見積 地下排水工 VFB	122	m ³	49,750	6,092,500	単第1-0015 表 050710
見積	0		0	0	V0000 00
積牛基材交付	87	m	840	73,080	単第1-0016 表 050710
見積				3,165,300	V1001040104 (A=4)
積牛基材交付工 厚3cm 【壁】100cm以上1,000cm未満	614	m ²	3,165	3,165,300	SS000271 00 A=1, B=2, D=1, E=1
見積	608	m ²	4,015	2,988,320	単第1-0017 表 050710

01-*****-00721-41

本工事費 内訳書

01-0008

項目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備 考
取付材入工				1,226,209	V10010403 (A=4)
見積				1,226,209	V10010403 (A=4)
見積				1,226,349	V10010403 (A=4)
見積 鉄筋材分工 ロープ工事				1,226,309	70000 00
全国特定産業促進協会 e-75 第1 号	239	箇所	5,231	1,226,309	単第1-0018 表 050710
積水積造物工				1,229,724	V100109 (A=4)
見積				1,140,240	V10010901 (A=4)
見積				154,467	V10010901 (A=4)
床張り(他床)				0	
見積				118,650	V1001090101 (A=4)
見積 床面 既設 現場割りあり 硬質(1)	5	m ²	23,730	118,650	SPK2204001 A=4, B=3, C=4
床張り	0		0	0	
見積				485	V1001090102 (A=4)
床張り 土砂 平均施工厚(1)以上2cm未満 既設 現場割り	2	m ²	242.5	485	SPK22010015 A=1, B=2, C=1, D=1, E=1
見積	0		0	0	

01-*****-00721-41

品 取 集

建設工事 環境別評定点

建設工事 環境別評定点		評定点	割合
1	1 施工体制等	320	27.5%
	2 配管技術等	150	12.5%
2 施工品質	1 施工管理	300	25.0%
	2 工程管理	500	41.7%
	3 安全対策	425	35.4%
	4 対外関係	250	20.8%
3 出来形及び出来ばえ	1 出来形	1410	117.5%
	2 品質	1590	132.5%
	3 出来ばえ	300	25.0%
4 工事特性	1 施工条件等への対応	412	34.3%
5 割増工夫	1 割増工夫	332	27.7%
6 社会性等	1 地域への貢献等	376	31.3%
7 評定点小計	(1) 建設工事(1)を基礎として	1010	84.2%
8 法令遵守等			
評定点		1100	

関係法令等（抜粋）

○鳥取県建設工事執行規則

（工事の施工の基準）

第 24 条 請負者は、契約書並びに図面及び仕様書(以下「設計図書」という。)に基づき、工事を適正に施工しなければならない。

2 請負者は、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、仮設、工法等工事目的物を完成するために必要な一切の手段を定めることができる。

（設計図書と工事現場の状態との不一致等の場合の措置）

第 39 条 請負者は、工事の施工に当たり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 設計図書に誤りゅう又は脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、請負者が立会いに応じない場合には、請負者の立会いを得ずに行うことができる。

3 知事は、請負者の意見を聴いて、調査の結果(これに対して採るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、調査の終了後 14 日以内に、その結果を請負者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ請負者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 知事は、前項の調査の結果において第 1 項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認めるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。

5 知事は、前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、必要があると認めるときは工期若しくは請負代金の額を変更し、又は請負者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任期間等）

第 72 条

（中略）

8 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は知事若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、知事は当該契約不適合を理由として、請求等をする

ことができない。ただし、請負者が当該支給材料の性質又は知事若しくは監督員の指図が不適当であることを知りながらこれを知事又は監督員に通知しなかったときは、この限りでない。

○建設工事請負契約書

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期限内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

(中略)

6 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。

(監督員)

第9条

(中略)

2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書で定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査(確認を含む。)

3 発注者は、2名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

4 第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

(条件変更等)

第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 設計図書に誤びゅう又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後、14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- (1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し、設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - (2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - (3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任期間)

第49条の5

(中略)

- 10 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

○土木工事共通仕様書（土木工事施工管理ハンドブック）

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則

1-1-1-6 監督員

1. 監督員の権限

当該工事における監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。

2. 監督員の権限の行使

監督員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。

○鳥取県土木工事標準積算基準書

第5章 数値基準等

①数値基準

設計書の表示単位及び数値は原則として次のとおりとする。

(略)

- (4) 設計計上数量は、「土木工事数量算出要領（案）」により算出された数量を、設計表示数値に四捨五入して求めるものとする。

(略)

○土木工事数量算出要領（案）

4 数量算出方法

数量の算出は、「第1編（共通編）1章基本事項」によるほか下記の方法によるものとする。

平均断面法または「1. 10 BIM/CIMモデルによる数量算出方法」によることを標準とする。

平均断面法

土量＝平均断面積×延長

法面積＝平均法長×延長

○地方自治法

(住民監査請求)

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実

(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

- 2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定による請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。
- 4 第1項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手續が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第1項の規定による請求人(以下この条において「請求人」という。)に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 5 第1項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとともに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。
- 6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第1項の規定による請求があつた日から60日以内に行わなければならない。
- 7 監査委員は、第5項の規定による監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。
- 8 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。
- 9 第5項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。

10・11 (略)

建設工事請負契約書



- 1 工事名 国道181号(佐川～根雨原工区)改良工事(1工区) (防災安全交付金)
- 2 工事場所 日野郡江府町佐川
- 3 工期 着工 令和4年4月1日
完成 令和4年12月23日
- 4 請負代金額 金 101,860,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 9,260,000円)
- 5 契約保証金 金 10,186,000円

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年3月2日

発注者 住 所 鳥取県米子市鞆町一丁目160番地
鳥取県
氏 名 鳥取県西部総合事務所長 吉村 文宏



受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

建設工事請負変更契約書



- 1 工事名 国道181号(佐川～榎雨原工区)改良工事(1工区) (防災安全交付金)
- 2 工事場所 日野郡江府町佐川
- 3 変更工期 着工 令和 4年4月 1日
完成 令和 5年3月24日
- 4 元請負代金に対する増額 金41,718,600円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金3,792,600円)
- 5 請負代金変更増額に対する契約保証金 金4,171,860円
- 6 その他 (1) 別冊設計図書のとおり
(2) その他原契約書のとおり

令和4年3月2日締結した建設工事請負契約について、上記のとおり建設工事請負変更契約を締結する。

ただし、変更契約についても原契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 12月21日

発注者 住 所 鳥取県米子市鞆町一丁目160番地
鳥取県
氏 名 鳥取県西部総合事務所長 吉村 文宏



受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

建設工事請負変更契約書



- 1 工事名 国道181号(佐川～根雨原工区)改良工事(1工区)(防災安全交付金)
- 2 工事場所 日野郡江府町佐川
- 3 工期 着工 令和 4年4月 1日
完成 令和 5年3月24日
- 4 元請負代金に対する増額 金15,369,200円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金1,397,200円)
- 5 請負代金変更増額に対する契約保証金 金1,536,920円
- 6 その他 (1)別冊設計図書のとおり
(2)その他原契約書のとおり

令和4年3月2日締結した建設工事請負契約について、上記のとおり建設工事請負変更契約を締結する。

ただし、変更契約についても原契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年 3月 15日

発注者 住 所 鳥取県米子市梶町一丁目160番地
鳥取県
氏 名 鳥取県西部総合事務所長 吉村 文宏



受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

9
21

公共 第二回変更

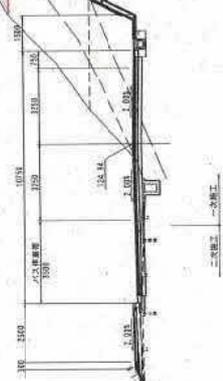
路線名	田浦11号 (佐川~横須賀工区)
区間	区間181号 (佐川~横須賀工区) 改修工事(1工区) (防犯安全交付金)
図名	横断図(9)
位置	日野郡工原町佐川一宮佐野町新田町
縮尺	1:100 単位 ㎜
図号	全 14 箇中の内 10
令和	3 年度施行 鳥取県
	西部総合事務所佐川工事課備前

※A3出力時：50%縮尺

測点 KA 1-2

種別	測点	数量	種別	数量
内尺	土砂 02	1.0	土砂	1.0
	03	1.0	03	1.0
	04	1.0	04	1.0
外尺	05	1.0	05	1.0
	06	1.0	06	1.0
中尺	07	1.0	07	1.0
	08	1.0	08	1.0
土砂	09	1.0	09	1.0
	10	1.0	10	1.0
中尺	11	1.0	11	1.0
	12	1.0	12	1.0
土砂	13	1.0	13	1.0
	14	1.0	14	1.0
中尺	15	1.0	15	1.0
	16	1.0	16	1.0
土砂	17	1.0	17	1.0
	18	1.0	18	1.0
中尺	19	1.0	19	1.0
	20	1.0	20	1.0
土砂	21	1.0	21	1.0
	22	1.0	22	1.0
中尺	23	1.0	23	1.0
	24	1.0	24	1.0
土砂	25	1.0	25	1.0
	26	1.0	26	1.0
中尺	27	1.0	27	1.0
	28	1.0	28	1.0
土砂	29	1.0	29	1.0
	30	1.0	30	1.0
中尺	31	1.0	31	1.0
	32	1.0	32	1.0
土砂	33	1.0	33	1.0
	34	1.0	34	1.0
中尺	35	1.0	35	1.0
	36	1.0	36	1.0
土砂	37	1.0	37	1.0
	38	1.0	38	1.0
中尺	39	1.0	39	1.0
	40	1.0	40	1.0
土砂	41	1.0	41	1.0
	42	1.0	42	1.0
中尺	43	1.0	43	1.0
	44	1.0	44	1.0
土砂	45	1.0	45	1.0
	46	1.0	46	1.0
中尺	47	1.0	47	1.0
	48	1.0	48	1.0
土砂	49	1.0	49	1.0
	50	1.0	50	1.0
中尺	51	1.0	51	1.0
	52	1.0	52	1.0
土砂	53	1.0	53	1.0
	54	1.0	54	1.0
中尺	55	1.0	55	1.0
	56	1.0	56	1.0
土砂	57	1.0	57	1.0
	58	1.0	58	1.0
中尺	59	1.0	59	1.0
	60	1.0	60	1.0
土砂	61	1.0	61	1.0
	62	1.0	62	1.0
中尺	63	1.0	63	1.0
	64	1.0	64	1.0
土砂	65	1.0	65	1.0
	66	1.0	66	1.0
中尺	67	1.0	67	1.0
	68	1.0	68	1.0
土砂	69	1.0	69	1.0
	70	1.0	70	1.0
中尺	71	1.0	71	1.0
	72	1.0	72	1.0
土砂	73	1.0	73	1.0
	74	1.0	74	1.0
中尺	75	1.0	75	1.0
	76	1.0	76	1.0
土砂	77	1.0	77	1.0
	78	1.0	78	1.0
中尺	79	1.0	79	1.0
	80	1.0	80	1.0
土砂	81	1.0	81	1.0
	82	1.0	82	1.0
中尺	83	1.0	83	1.0
	84	1.0	84	1.0
土砂	85	1.0	85	1.0
	86	1.0	86	1.0
中尺	87	1.0	87	1.0
	88	1.0	88	1.0
土砂	89	1.0	89	1.0
	90	1.0	90	1.0
中尺	91	1.0	91	1.0
	92	1.0	92	1.0
土砂	93	1.0	93	1.0
	94	1.0	94	1.0
中尺	95	1.0	95	1.0
	96	1.0	96	1.0
土砂	97	1.0	97	1.0
	98	1.0	98	1.0
中尺	99	1.0	99	1.0
	100	1.0	100	1.0

KA 1-2
測点

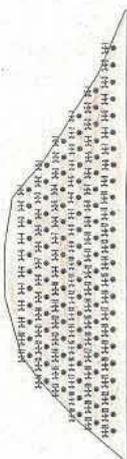


0.01:0.01

1/100

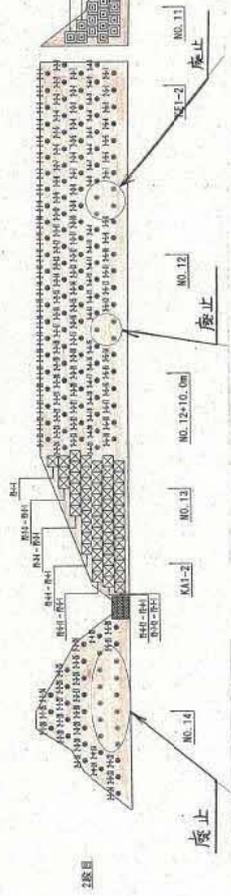
鉄筋挿入工展開図

381/200



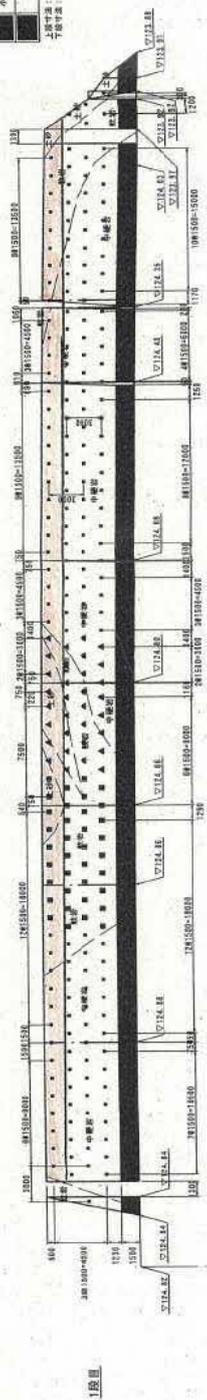
2根目・3根目

品名	数量	単位	仕様	納入	納入
鉄筋挿入工	100本	100本	100本	100本	100本
鉄筋挿入工	100本	100本	100本	100本	100本
鉄筋挿入工	100本	100本	100本	100本	100本
鉄筋挿入工	100本	100本	100本	100本	100本
鉄筋挿入工	100本	100本	100本	100本	100本
鉄筋挿入工	100本	100本	100本	100本	100本
鉄筋挿入工	100本	100本	100本	100本	100本
鉄筋挿入工	100本	100本	100本	100本	100本
鉄筋挿入工	100本	100本	100本	100本	100本
鉄筋挿入工	100本	100本	100本	100本	100本



1根目

品名	数量	単位	仕様	納入	納入
鉄筋挿入工	100本	100本	100本	100本	100本
鉄筋挿入工	100本	100本	100本	100本	100本
鉄筋挿入工	100本	100本	100本	100本	100本
鉄筋挿入工	100本	100本	100本	100本	100本
鉄筋挿入工	100本	100本	100本	100本	100本
鉄筋挿入工	100本	100本	100本	100本	100本
鉄筋挿入工	100本	100本	100本	100本	100本
鉄筋挿入工	100本	100本	100本	100本	100本
鉄筋挿入工	100本	100本	100本	100本	100本
鉄筋挿入工	100本	100本	100本	100本	100本



公共 第二回変更

路線名	国道181号 (佐川～榑間地区)
区間	国道181号 (佐川～榑間地区)
内容	改良工事(工区) (防火安全交付金)
位置	日野郡立野町佐川～榑間地区改良区
幅尺	1:200 単位 m
図号	添付書中の内 4
令和	3 年度施行
発注者	西野総合事務所佐川土木事務所

※A3社力時：50349尺

建設工事請負契約書



- 1 工 事 名 国道181号(佐川～根雨原工区)法面工事(2工区)(防災安全交付金)
- 2 工 事 場 所 日野郡江府町佐川
- 3 工 期 着工 令和 5 年 8 月 30 日
完成 令和 6 年 3 月 4 日
- 4 請負代金額 金29,260,000円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金2,660,000円)
- 5 契約保証金 金2,926,000円

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 5 年 8 月 29 日

発注者 住 所 鳥取県米子市糺町一丁目160番地
氏 名 鳥取県
鳥取県西部総合事務所長 中原美由紀



受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名



建設工事請負変更契約書

- 1 工事名 国道181号(佐川～根雨原工区)法面工事(2工区) (防災安全交付金)
- 2 工事場所 日野郡江府町佐川
- 3 工期 着工 令和5年 8月30日
完成 令和6年 3月 4日
- 4 元請負代金に対する増額 金2,273,700円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金206,700円)
- 5 請負代金変更増額に対する契約保証金 免除
- 6 その他 (1) 別冊設計図書のとおり
(2) 契約約款第37条第1項中「ただし、この請求は、工期中3回を超えることができず」とあるのを「ただし、この請求は、工期中4回を超えることができず」に変更する。
(3) その他原契約書のとおり

令和5年8月29日締結した建設工事請負契約について、上記のとおり建設工事請負変更契約を締結する。

ただし、変更契約についても原契約に記載された条件を遵守するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年2月27日

発注者 住 所 鳥取県米子市萩町一丁目160番地
鳥取県
氏 名 鳥取県西部総合事務所長 中原 美由紀



受注者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

国道181号(佐川～根雨原工区) 道路改良事業の概要 事業主体 鳥取県 西部総合事務所 米子県土整備局

事業の内容

国道181号の江府町佐川から伯耆町根雨原の区間で、新しくバイパス道路(約1.6km)を整備します。

計画期間 H27～R10

事業の効果

- 時間短縮
バイパス整備による走行距離の短縮及び走行速度の向上による所要時間の短縮を図ります。
- 防災対策
冠水箇所や落石、倒木、斜面崩壊などの危険箇所を回避し、防災機能を向上させます。
- 交通安全
線形不良箇所解消による交通事故の軽減を図ります。

現状の課題

①JR立体交差部の高さ制限(H=4.4m)



③土砂流出により通行止めが発生



②JR立体交差部が踏切冠水

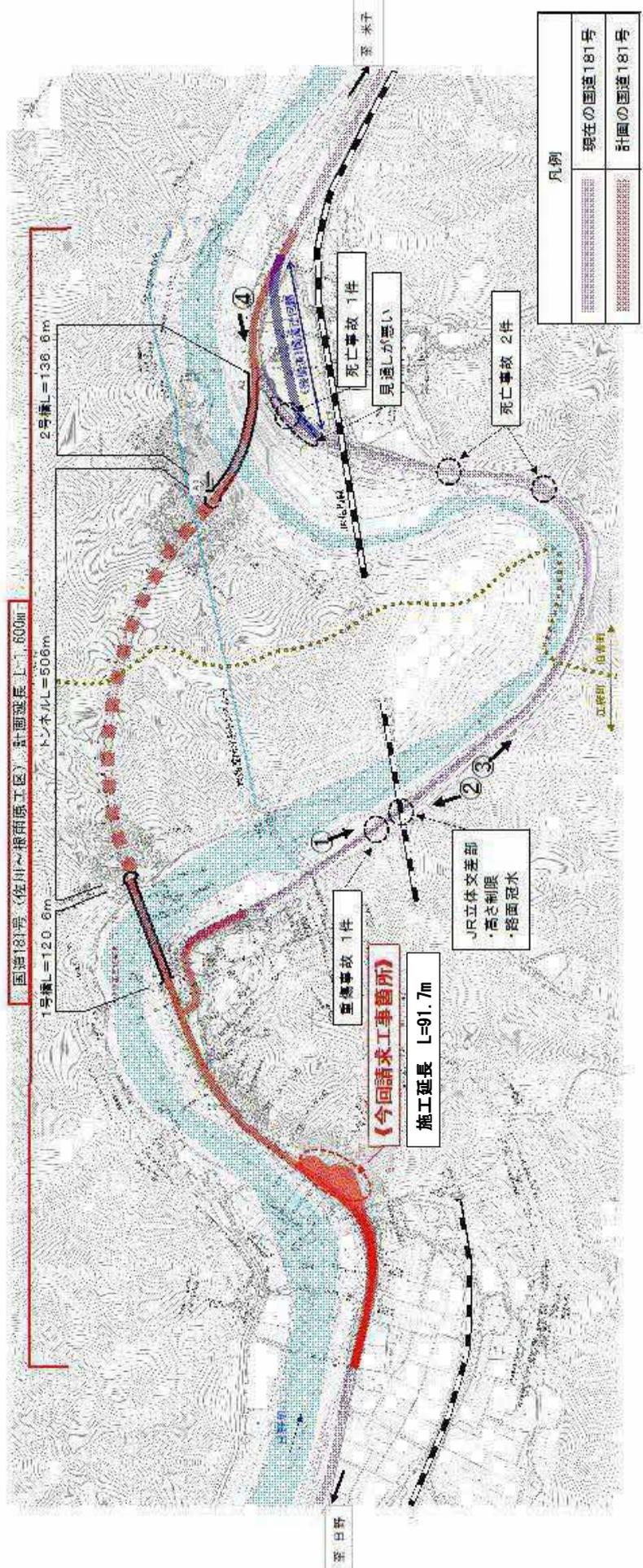
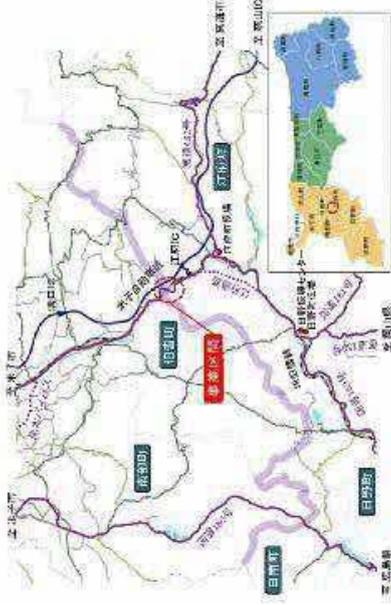


④見通しが悪く人身事故が多発

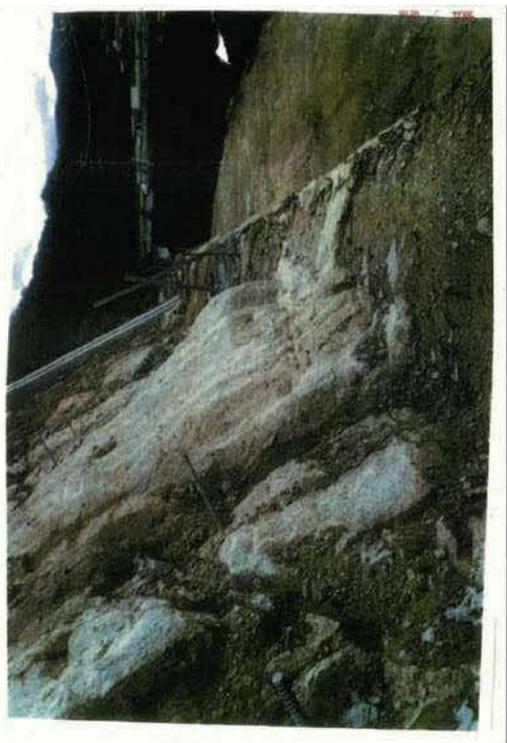


気象状況	1/27	2/7
11:50	10/18	10/18
14:00	10/18	10/18
14:50	10/18	10/18
15:50	10/18	10/18
16:50	10/18	10/18

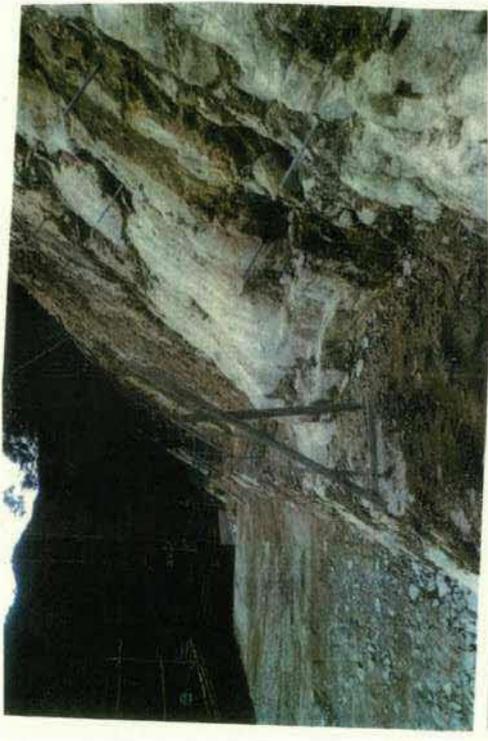
位置図



○岩の突出部の状況



資料 2



○受圧板の状況



正面図(イメージ図)

- 収束工事1工区
- 改良工事2工区
- 海浜工事2工区

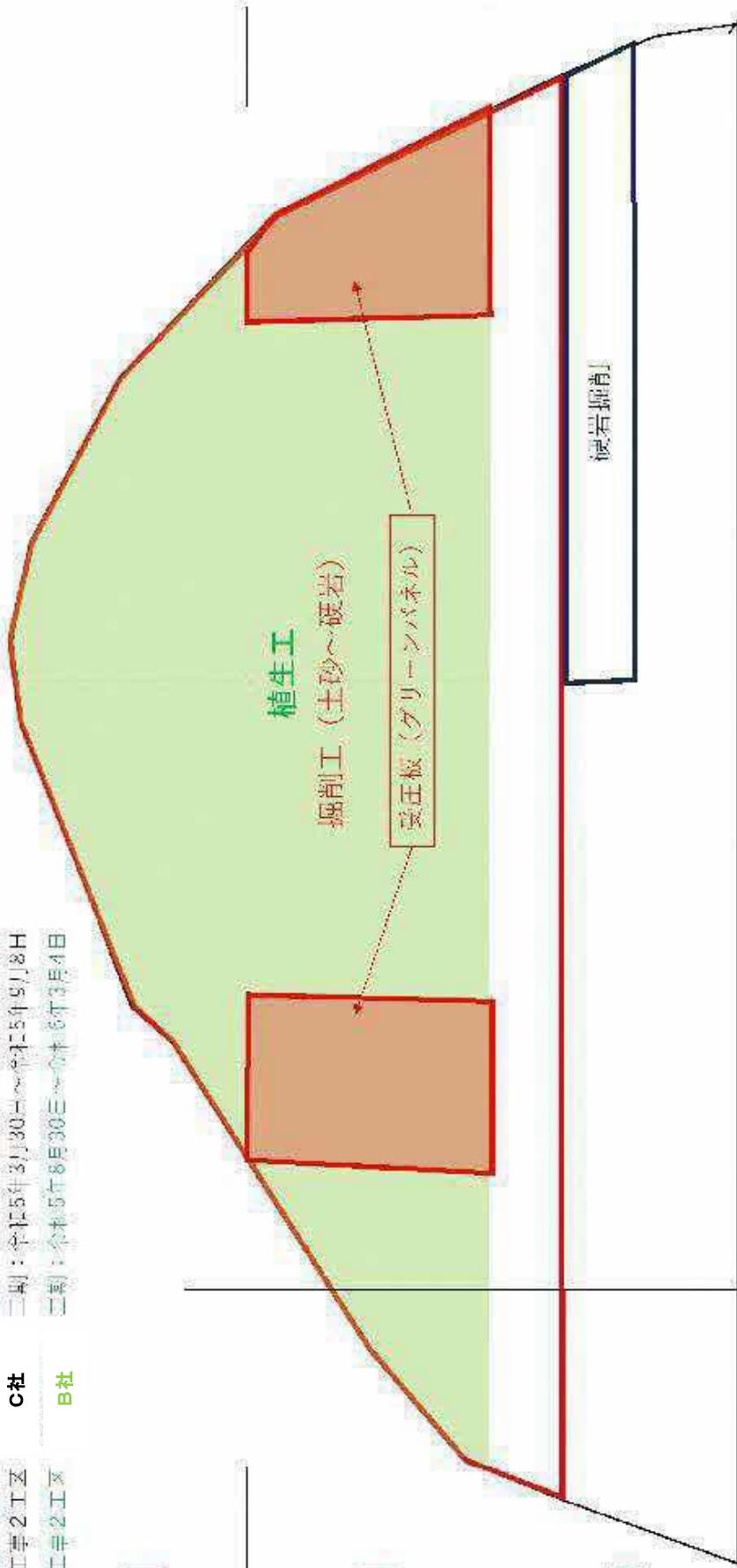
- A社
- C社
- B社

工期：令和4年4月1日～令和5年3月24日
二期：令和5年3月30日～令和5年5月18日
三期：令和5年8月30日～令和6年3月4日

3段目

2段目

1段目



No.14

No.12

No.10 / 6m

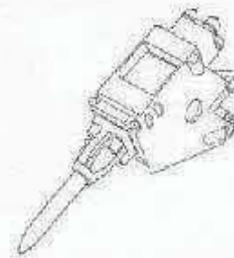
A社 が当該突出部で行った施工方法[オープン掘削 (大型ブレーカー)]



●ブレーカ工法

ブレーカによる岩掘削は、コンプレッサからの空気圧や油圧力で、ブレーカ内部のスプリングを作動させ、先端に繰り返し衝撃力を発生させ岩を取り壊す工法である。市街地においては騒音公害の観点から、余り使用されていない。

ブレーカには、ハンドブレーカと大型ブレーカ（ジャイアントブレーカとも言う）がある。ハンドブレーカのうち小型のものをピックハンマと言う。大型ブレーカはバックホウに取り付け、下向き作業に適するが、垂直および水平の線切りにも使用されている。



大型ブレーカー

B社 の当初契約時に積算していた施工方法[片切掘削 (人力併用機械掘削)]

人力併用機械掘削

機械掘削（大型ブレーカ）と人力掘削（コンクリートブレーカによる掘削）の組合せにより掘削する工法で、軟岩の掘削作業に使用される。（硬岩も可）

コンクリートブレーカは、手持ち式で下向きせん孔に使用され、ハンドブレーカとも呼ばれる。小規模の掘削、石炭、軟岩、コンクリート等の掘削、岩塊の小割り等に使用されることが多い。機械質量は10kg以下から40kgを超えるものがあるが、10～20kg程度のもが多く、1人で操作する場合は15kg以下のものが扱いやすい。空気式がほとんどであるが、その他、油圧式、電動式、エンジン直結式のものもある。



人力による掘削作業状況



大型ブレーカによる掘削作業状況

B社

が当該突出部で実際に行った施工方法[人力岩掘削(スプリッター(セリヤ))]



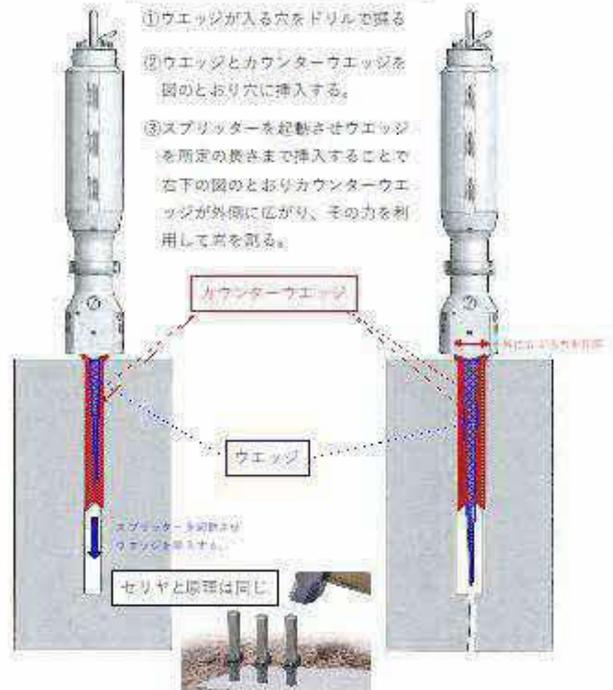
掘削工
人力掘削状況

大型ブレイカーではできない、人力による細かい掘削作業が可能だが、ロープで体を支えながら掘削作業を行うので作業効率はやや低い



使用機械
スプリッター

スプリッター(セリヤ)の施工方法



【参考】 A社 が1段目の硬岩部分で行った施工方法 (静的破砕剤充填工法)



住民監査請求制度の概要

1 住民監査請求制度について

(1) 制度の目的

住民監査請求は、地方公共団体の住民が、長（知事等）、委員会や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法若しくは不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずるべきことを請求するものです。

この制度は、住民の請求により違法若しくは不当な行為を止めさせたり、改めさせたり、これによって生じた損害を回復させることによって、地方公共団体の財務面における適正な運営を確保し、住民全体の利益を擁護することを目的とするものです。

(2) 制度の特徴

- ア 住民であれば1人でも請求できます。
- イ 請求できる内容は、財務会計上の行為に限定されています。
- ウ 請求のあった日から60日以内に結果が出されます。
- エ 監査の結果等に不服がある場合は、住民訴訟が提起できます。

(3) 請求の要件（根拠法令：地方自治法第242条）

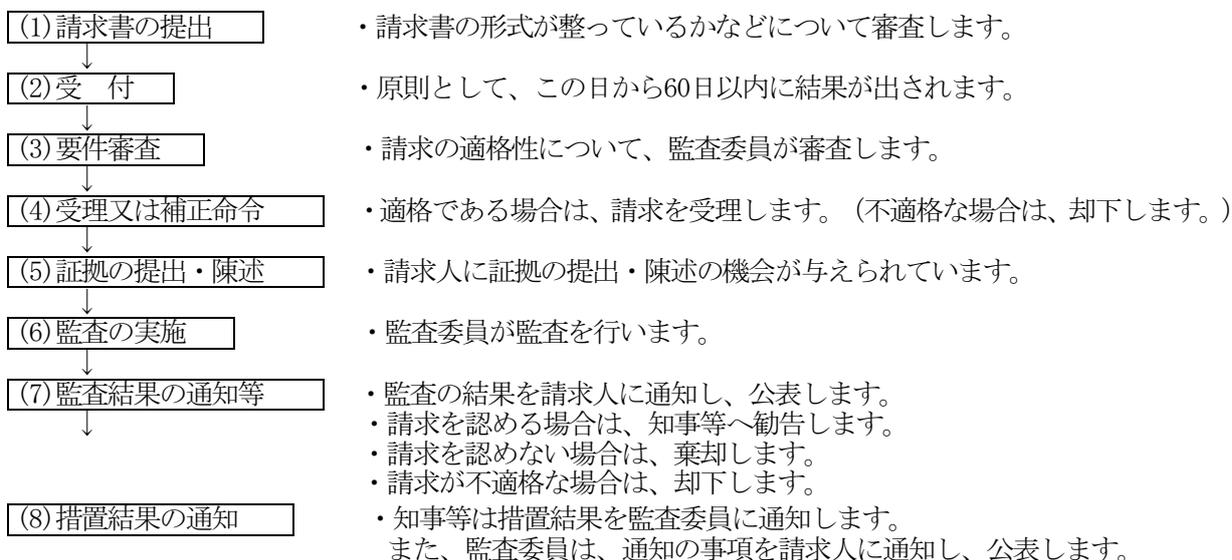
監査請求ができるのは、次のような財務会計上の行為です。

- ア 違法若しくは不当な (1) 公金の支出 (2) 財産の取得、管理、処分 (3) 契約の締結、履行 (4) 債務その他の義務の負担(予算に基づかない借入等)
- イ 違法若しくは不当に (1) 公金の賦課、徴収を怠る事実 (2) 財産の管理を怠る事実
- ウ 上記アの行為が行われることが相当の確実さで予測される場合

また、監査請求には、請求の対象となる行為を具体的に記載した「事実を証する書面」を添付することが必要です。

なお、正当な理由がある場合を除き、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは監査請求することができません。（上記の「イ」を除く。）

2 住民監査請求の流れ



(住民訴訟の提起) ——— 根拠法令：地方自治法第242条の2

請求人は、次に掲げる場合は訴訟を提起できる。

- (1) 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合
(監査結果の通知があった日から30日以内)
- (2) 監査委員の勧告を受けた知事等の措置に不服がある場合
(当該措置に係る監査委員の通知があった日から30日以内)
- (3) 監査委員の勧告を受けた鳥取県議会、知事が措置を講じない場合
(当該勧告に示された期間を経過した日から30日以内)